



『新城市地域情報化計画』

平成18年12月

新 城 市

はじめに

情報は、社会生活や経済活動を営む上で欠かすことのできない重要な社会要素であり、情報環境が整備されていることは、人々が快適な生活を送るために必要不可欠となっています。

近年の情報技術の急速な進歩に伴い、社会、経済のあらゆる分野で情報化が進展し、日常生活を始め行政サービス、企業活動のあり方が大きく変化しています。

このように、高度情報化した社会が進展するなかで、情報通信基盤を利用したサービスの有無や質は地域社会全体に影響を与え、情報化の利便性を享受できる地域と、できない地域の間には大きな格差が生じることから、この是正は、本市において最重要課題と考えています。

このことにより、ふるさと情報の配信、観光や風土といった地域情報の発信、双方向の映像を利用して高齢者等の在宅健康管理を行なうなどの医療福祉の充実、教育学習機会の充実、離れて暮らす子供や孫と動画でやり取りできるなど、生活、行政サービスが向上し、住みよい生活環境が実感できるものです。

このため、本市の特性にあった地域情報化施策の方向性を明確にするため、「新城市地域情報化計画」を策定しました。

本計画を策定するにあたり、「新城市地域情報化計画策定委員会」において、計画のご審議、ご提言をいただきましたことを始め、市民の皆さんからご意見をいただきましたこと、また、専門的見地から社団法人日本農村情報システム協会にご協力いただきましたこと、諸処あわせましてここに感謝いたします。

平成 18 年 12 月

新城市長 穂 積 亮 次

新都市地域情報化計画 目次

第1章 情報化計画の位置付け	
1.1 情報化計画策定の概要（目的・位置付け・期間等）	1
第2章 地域情報化の施策	
2.1 国の情報化施策	3
2.2 県の情報化施策	6
第3章 地域情報化の現状と課題	
3.1 新都市の現状	7
3.2 新都市の情報通信基盤の現状	7
3.3 地域情報化に対する住民の意向	16
3.4 地域情報化における課題の整理	21
第4章 新都市における地域情報化の方針	
4.1 地域情報化の意義	25
4.2 新都市における地域情報化の方針	27
4.3 情報化の推進方向と施策	29
第5章 地域情報化の推進	
5.1 情報通信基盤整備	33
5.2 CATV事業の検討課題	49
5.3 情報システムの整備	57
5.4 情報拠点整備	69
5.5 各種補助事業及び各種支援制度の整理	71
第6章 情報化計画の推進に向けた体制と留意点	
6.1 情報化計画推進体制の確立	77
6.2 情報システムの管理運営体制	79
6.3 情報化計画推進に向けた留意点	79
第7章 実現に向けた行動計画	
7.1 情報通信基盤の整備	82
7.2 情報基盤を活用したアプリケーションサービス	83
7.3 情報推進体制の整備	84
資料編	
用語集	85
「新都市地域情報化計画」に関する提言書	101

第1章 情報化計画の位置付け

1.1 情報化計画策定の概要（目的・位置付け・期間等）

「情報化」とは、単に情報インフラを整備することだけを示すものではありません。行政内部に限らず、地域が有する様々な情報を共有することにより、行政と住民との双方向のコミュニケーションが可能となり、住民との協働が実現できます。

また、情報の共有は行政内部の改革にもつながるなど、「情報の共有」は新たなまちづくりの基礎となるものと考えます。

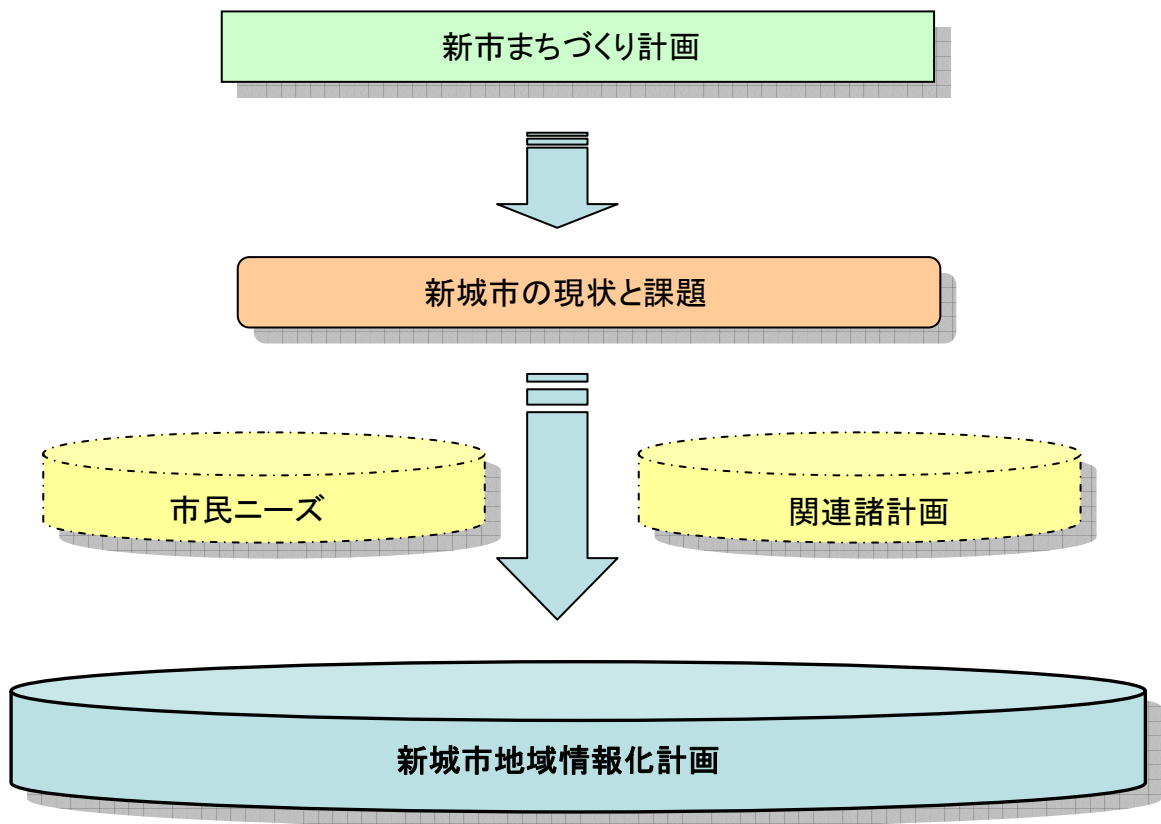
こうした観点を踏まえ、新城市の情報化の推進にかかる基本的な方向性を示すため、「新城市地域情報化計画」を策定します。

なお、本計画は、平成16年8月策定の新市まちづくり計画（新市建設計画）をもとに新城市の地域情報化の方向性を示すとともに、計画策定の主眼として、以下の2つを掲げます。

- ① 高度情報化社会に対応した地域情報ネットワークを構築するための情報通信基盤整備を通じ、テレビ難視聴やブロードバンド環境の改善、携帯電話不通エリアの解消など情報格差の是正。
- ② 本庁と支所等を結ぶ情報通信網の整備による防災・教育・福祉・医療・窓口業務などの各種情報・証明発行サービスの充実を図ることによる電子自治体の構築の推進。

地域情報化計画で明示する情報（放送・通信）技術は、様々な地域課題（地上デジタル放送の受信〈難視聴〉、大容量・高速インターネットの利用、携帯電話不通地域、地域経済の活性化、行政事務のICT化など）を改善・解決する手段となるものであり、地域の情報化を積極的・計画的に推進することを目的に、地域情報化計画を策定します。

位置付け



目標期間

平成 19 年度（2007 年度）～平成 23 年度（2011 年度）の 5 年間。
なお、総合計画の連携等必要に応じて内容を見直すこととします。

2.1 国の情報化施策

我が国は、社会の大変革に向けた IT 基盤の整備に取り組むため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）を立ち上げ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）の制定や「e-Japan 戦略」の策定を行い、IT 戦略本部のリーダーシップの下、「5 年以内に世界最先端の IT 国家になる」ことを目標に、IT 革命への本格的な取り組みを開始しました。

平成 13 年 1 月に決定された「e-Japan 戦略」では、「超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策」、「電子商取引」、「電子政府の実現」、「人材育成の強化」の 4 つの重点政策があり、IT 革命の実現に向けて官民を上げて集中的な取り組みを行っています。

平成 15 年 7 月に策定された「e-Japan 戦略Ⅱ」では、e-Japan 戦略で整備された IT 基盤を活かして、先導的な取り組みによる IT 利活用の推進として 7 つの分野「医療」、「食」、「生活」、「中小企業金融」、「知」、「就労・労働」、「行政サービス」を挙げて取り組みを行いました。

平成 16 年 2 月に展開された e-Japan 戦略Ⅱ加速化パッケージでは、アジア等 IT 分野の国際戦略、セキュリティ政策の強化、コンテンツ政策の推進、IT 規制改革の推進・評価、電子政府・電子自治体の推進など、政府として取り組むべき重点施策を明らかにして、利用者の視点を重視するとともに、各府省の連携を一層強化し、その推進を図りました。

これら「e-Japan 戦略」の 5 年間で、インフラ整備においても利用者のレベルにおいても世界最高水準となり、最先端のマーケットと技術環境を有する世界最先端の IT 国家となり、特に基礎整備に関しては、第 1 段階は終了となりました。

また、総務省では e-Japan 戦略を受けて平成 16 年 12 月に「u-Japan 政策」を策定し、インフラ整備と利活用促進を軸として 3 つの方向に展開しています。

○「ユビキタスネットワーク整備」

ナローバンドからブロードバンドへと整備されつつあるものをユビキタスネットワークに進化させます。

○「ICT（Information and Communication Technology）利活用の高度化」

我が国が抱えている様々な問題（少子高齢化問題、若年者や女性の雇用問題、地球環境問題等）を、ICT の高度な利活用によって解決を図るため、ICT の高度利用の環境整備をします。

○「利用環境整備」

ICT 利用の利便性に伴い不都合（不正アクセス、ウィルス等）な面も存在します。これらのセキュリティの確保を重要課題として、今後発生すると予想される課題を整理します。

これらのユビキタス社会を、日本が先駆的に実現させることで、2010 年にはフロントランナーとして世界の ICT 利活用を先導することが u-Japan の最終目標となっています。

そこで、IT 戦略本部は「e-Japan 戦略」の新たな IT 戦略として、平成 18 年 1 月 19 日に「IT 新改革戦略」（いつでも、どこでも、誰でも IT の恩恵を実感できる社会の実現）を策定しました。IT の特性を利用者の視点に立って有効に使い、国民生活及び産業競争力の向上に努めるとともに、日本社会の抱える大きな社会的課題を解決していくことに取り組み、その成果を世界に向けて発信していくべきであり、国内のそうした姿の実現をめざして、そして世界の IT 革命を先導するフロントランナーとして、アジアを中心とする共存共栄の国際社会づくりに貢献して、2010 年度には自立的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型の IT 社会に推進していく予定であります。

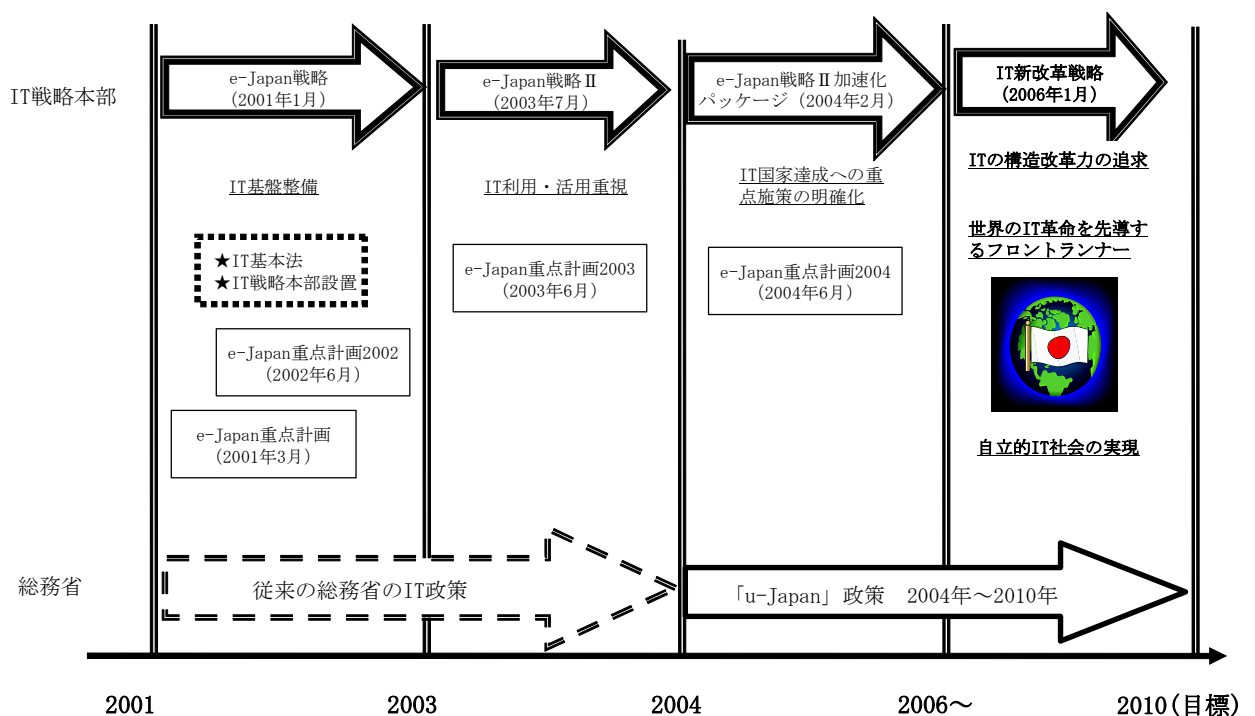
具体的には、喫緊の課題である少子高齢化を支える医療、環境問題等の 21 世紀

に克服すべき社会的課題に対応するとともに、安全・安心な社会の実現、21世紀型社会経済活動を支えるIT経営や世界一の電子行政の実現（「世界一便利で効率的な電子行政ーオンライン申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現ー」）に取り組むこととしています。

IT 新改革戦略と u-Japan 政策の関係

政策推進主体	IT 戦略本部	総務省
政策名	IT 新改革戦略	u-Japan 政策
目標年	2010 年	2010 年
目的・目標	IT 改革を完成し、日本が持続的発展の可能な、自立的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型の IT 社会に変貌すること。	世界最先端の ICT 国家として先導すること。
e-Japan 戦略との関係	IT 戦略本部による「e-Japan 戦略Ⅱ」から継続してきた、最新の IT 政策。	IT 戦略本部が「e-Japan 戦略Ⅱ」で推進するユビキタスネットワークの形成に向けた今後の展開に貢献するための総務省の IT 政策。

IT 国家戦略の流れ



2.2 県の情報化施策

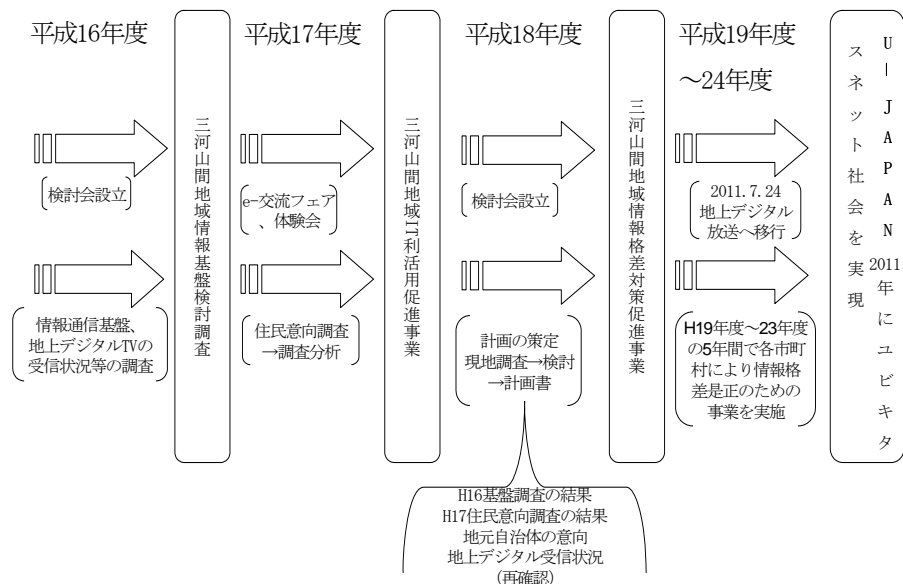
愛知県では、県における情報通信の基盤づくりとその効果的な活用、さらに産業・地域振興、医療・福祉の向上、行政サービスの質的向上を図るため、あいち IT 活用推進本部を平成 12 年 10 月に設置しました。

この体制のもと、平成 14 年 3 月に、国が示す方針を踏まえつつ、「新世紀へ飛躍～愛知 2010 計画（平成 10 年 3 月）」を上位計画とした「あいち IT アクションプラン」を策定し、「IT を活用した豊かな社会づくり」、「電子地方政府の構築」、「IT の活用による産業の活性化」、「すべての県民が IT を活用できる社会の実現」、「高度な情報通信環境の整備」という 5 つの目標を平成 17 年度に達成することを定め、各分野において IT 施策を展開しています。

また、平成 18 年度の「高度な情報通信環境の整備」の動向は、三河山間地域の各市町村が行う情報通信基盤整備方法の整理や県の支援策の整理を行うため、県と同地域の 6 市町村が共同して「三河山間地域情報格差対策推進事業」を推進しています。

電子自治体の実現は、平成 15 年 4 月に愛知県及び県内全市町村（名古屋市を除く）で構成される「あいち電子自治体推進協議会」を組織して、電子自治体に必要となるシステムの開発・運用などを推進しています。

高度な情報通信環境の整備に係る県の動向



3.1 新都市の現状

新都市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接しています。

市域は県内において豊田市に次ぐ2番目の広さとなる499平方キロメートルを有し、市域の83%は、三河山間部を形成する豊かな緑の山々に覆われ、東三河一帯の水源の役割を果たしています。

本市の総人口は、平成17年国勢調査によれば52,178人で、前回の平成12年調査と比較し、1,425人減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も全国的に、人口の減少基調が続くことに加え、経済活動の主要な担い手である生産年齢人口の減少及び老年人口の増加と、一層の高齢化が進展するとしています。

超高齢社会の進展による高齢者福祉など増大する行政ニーズ等への対応、働き手が著しく減少する中であって地域の活力を維持することは、重要な課題となっています。

3.2 新都市の情報通信基盤の現状

過疎地域である本市においては、市域の多くを山間地域が占めるため、採算性等の問題から民間事業者による整備が期待できず、ブロードバンド環境が提供できる情報通信基盤の整備は遅れ、都市部との間に情報格差が生じています。今後も情報通信基盤の整備が遅れた場合、更に格差が拡大することが予想されますので、誰もが簡単にその利便性を享受できる環境の整備が求められています。

3.2.1 ブロードバンド環境

現在、市内においては、NTTをはじめとしてインターネットにおける光サービスの提供はされておらず、ADSL47Mbps等が展開されています。

なお、光収容（アナログ電話回線などの一部区間を、多重化して光ファイバに収容すること）によりADSLを利用できない地域は、新城地区では的場、栄町の宮ノ後、城北一丁目、二丁目、川田のほぼ全域、平井の一部、矢部のほぼ全域、富沢の一部及び富永の大半、鳳来地区では長篠の大半、富保の大半、乗本の大半が該当し、その世帯は全市域の15%程度を占めています。

新城地区では、光収容の該当地域以外においても、西部地区の杉山、野田、稲木、豊島など、比較的人口が集中している地域において、局から長距離であるなどの要因により損失が大きいため、ADSLの通信環境が悪い状況にあります。

鳳来地区では、光収容の該当地域以外においても、鳳来総合支所周辺の鳳来中心部や玖老勢など、世帯の多い地域でADSLの通信環境が悪いため、3地区の中で最も世帯カバー率が低い状況となっています。

作手地区では、2箇所ある局から5km以内の地域に比較的世界帯が多く、また光収容の地域はないため、3地区の中では最も世帯カバー率が高い状況となっています。

ADSL世帯及び人口カバー率

項目	世帯数			人口		
	世帯数	通信速度1Mbps以上見込める地域の世帯数	カバー率(%)	人口	通信速度1Mbps以上見込める地域の人口	カバー率(%)
全市	16,183	9,140	56.5	52,467	27,979	53.3
新城地区	10,989	6,322	57.5	35,848	19,069	53.2
鳳来地区	4,192	2,138	51.0	13,430	6,689	49.8
作手地区	1,002	680	67.9	3,189	2,221	69.6

※世帯数及び人口は平成18年4月1日現在の住民基本台帳による。

なお、通信速度が1Mbps以上見込める地域は、以下のとおりです。

<p>新城地区</p>	<p>【中部】 東新町、西新町、本町(光収容除く)、入船、中町、栄町(光収容除く)、橋向</p> <p>【西部】 片山(一部除く)、徳定の一部、豊栄の一部、杉山の大半、石田(一部除く)、野田の一部</p> <p>【北部】 平井(光収容除く)、上平井、矢部の一部、富沢の一部、大宮の一部、浅谷、出沢の一部、横川(一部除く)、大海、有海の大半、八束穂の大半、竹広の大半、川路の一部、緑が丘</p> <p>【東部】 日吉の大半</p> <p>【南部】 小畑の一部、中宇利の大半、富岡(一部除く)、黒田(一部除く)、庭野の大半、一鍬田の大半</p>
<p>鳳来地区</p>	<p>富栄(一部除く)、豊岡(一部除く)、副川、玖老勢の一部、布里、只持、一色、塩瀬の一部、愛郷の一部、海老(一部除く)、連合の一部、下吉田(一部除く)、上吉田、竹ノ輪、黄柳野の一部、乗本のごく一部、大野、井代、睦平、名号、細川の一部、川合、池場の一部</p>
<p>作手地区</p>	<p>作手高里、作手田原(一部除く)、作手黒瀬(一部除く)、作手菅沼、作手守義(一部除く)、作手木和田、作手鴨ヶ谷、作手白鳥、作手清岳</p>

3.2.2 共聴受信世帯状況

山間地域など地理的な条件によりテレビが受信できない地域においては、共聴組合などを設立し、共同受信施設を使ってテレビ番組を視聴しています。

市内には61の共聴組合があり、市全体で22.9%の世帯が加入していて、2011年の地上波テレビ放送がアナログからデジタルへと全面変換されることにより、難視聴地域が更に増加することが予想され、その対応に迫られています。

なお、地上デジタル放送が受信できる共同受信施設については、新城・作手地区では豊橋局に近いことからほとんどの施設受信点において受信可能であるものの、鳳来地区にあっては、地理的な条件から、受信できる施設は半数程度と推測されます。

共聴受信世帯率

地区名	世帯数(a)	共聴世帯数(b)	(b)／(a)
全 市	16,183	3,701	22.9%
新城地区	10,989	688	6.3%
鳳来地区	4,192	2,553	60.9%
作手地区	1,002	460	45.9%

(a)：平成18年4月1日現在の住民基本台帳の世帯数

(b)：共聴世帯数は平成16年7月調査結果

3.2.3 携帯通話エリア

携帯電話は、今や固定電話と同様に日常生活に深く浸透しているほか、災害時や緊急時の通信手段としても重要な役割を担っていて、中山間地域の定住や交流促進という観点から、携帯電話の不通地域の解消は大きな課題となっています。

大手携帯通信会社 3 社による通話可能エリアをみると、新城地区では、世帯のある地域の不通地帯は、西部地区、東部地区のごく一部となっています。

鳳来地区では、一色、塩瀬及び竹ノ輪の 3 地区において全域が不通地帯であり、また、愛郷の大半が不通地帯となっています。その世帯及び人口は、186 世帯 652 人に及びます。その他の不通地帯は、一つの集落の中心部から外れた地域であり、そのような地域が鳳来地区のほぼ全域に点在しています。

作手地区では、作手木和田地区が全域不通地帯であり、その世帯及び人口は、14 世帯 46 人です。その他は、集落の一部で不通というところが北部地区及び南部地区に点在していて、その中で比較的規模の大きなところは作手田代地区の一部で、その世帯及び人口は 28 世帯 103 人となっています。

観光地については、鳳来地区の「阿寺の七滝」(下吉田)、作手地区の「鳴沢の滝」(作手守義)周辺などが不通地帯となっています。

携帯電話の通話可能世帯及び人口カバー率

項目	世帯 (H18.04.01 現在)			人口 (H18.04.01 現在)		
	総世帯数	通話可能エリア世帯数	カバー率	総人口	通話可能エリア人口	カバー率
全市	16,183	15,646	96.7	52,467	50,713	96.7
新城地区	10,989	10,962	99.8	35,848	35,778	99.8
鳳来地区	4,192	3,815	91.0	13,430	12,184	90.7
作手地区	1,002	869	86.7	3,189	2,751	86.3

※世帯数及び人口は平成 18 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による。

なお、各地区の不通地帯は、次のとおりです。

新城地区	【西部】 徳定のごく一部、豊栄のごく一部 【東部】 市川の大半
鳳来地区	富保の一部、豊岡の一部、副川の一部、門谷の一部、一色の全域、塩瀬の全域、愛郷の大半、連合の一部、中島の一部、下吉田の一部、上吉田のごく一部、竹ノ輪の全域、黄柳野の一部、睦平の一部、細川のごく一部、七郷一色の一部
作手地区	作手田原の一部、作手善夫の一部、作手菅沼の一部、作手守義の一部、作手木和田の全域、作手田代の大半、作手高松の一部、作手保永の一部

3.2.4 地域公共ネットワーク

公共ネットワークは、公共施設等の間を光ファイバや無線などによりブロードバンド接続し、行政情報の提供や公共施設の予約、防災や教育などのICTサービスを提供するものです。専用の公共ネットワークをインターネットとは別に構築することで、公共アプリケーションの種別に応じた、①ブロードバンドの帯域確保（帯域制御を含む）、②ルーティング、③セキュリティ確保、④アクセス管理・認証等を独自に設定・確保することが可能となります。併せて、公共ネットワークは、条件不利地域で住民のブロードバンドアクセスを確保するためのバックボーンとして活用されています。

現在、公共ネットワークは、都道府県が整備する「情報ハイウェイ」と市町村が整備する「地域公共ネットワーク」から成ります。

本市の地域公共ネットワークは、市役所と市内16施設（各支所等）を民間事業者の回線を有償で借り上げ、ネットワークを形成しています。行政窓口のサービスとしては各支所において住民票、税証明等の発行をしていて、また行政内部の情報処理としては財務会計システムや市内LANなどに活用しています。

しかしながら、小学校等の教育機関（幼稚園2、小学校20、中学校6）はネットワークで結ばれておらず、ネットワーク環境の整備が急務となっています。

IT戦略本部による「重点計画-2006」（平成18年7月26日策定）においても、「学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について、2010年度までの実現を目指す」とされていて、「概ね全ての小中高等学校等が、光ファイバ等による超高速インターネットに常時接続でき、全ての教室からインターネットに接続できる」ことが目標とされています。

なお、全国の地方公共団体等を相互に接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）は、愛知県内においては無線を活用した手法で構築され、運用されています。

3.2.5 新城市におけるシステムの稼動状況

地方自治体業務の電子化・ネットワーク化を推進するための基本的な情報システムである市内 LAN については、平成 17 年 10 月の合併前において既に旧市町村において整備されていて、合併を契機に統合し、現在に至っています。また市内 LAN に接続された各職員のパソコンについては、平成 18 年 4 月に概ね配備され、グループウェアやインターネット等を活用し、行政業務の効率化を図っています。

なお、平成 18 年 4 月 1 日現在で、本市において稼動しているシステムは次の表のとおりです。

また、「重点計画-2006」においては、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」など、利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現することを目標に、公的個人認証に対応した電子申請システムを、全市町村においては 2010 年度までに整備するよう必要な支援を行うなどその取組みを促進することとしていて、行政手続きの電子化がますます進むことが予想されます。

稼働システム一覧

分類		業 務 名		
大分	中分			
基 幹 系	住 民 情 報	住民記録	住民基本台帳	印鑑登録管理
		国民健康保険管理	国民年金管理	選挙
		往登外・宛名・口座業務	外国人登録	就学通知
		住民記録抽出	公的個人認証	戸籍
	税 務 業 務	市民税管理	法人税管理	固定資産税管理
		固定資産名寄せ帳ファイリング	軽自動車税管理	消込・滞納管理
		住民税申告支援		
	福 祉 情 報	介護保険料管理	老人保健	老人医療
		障害医療	乳児医療	母子医療
		保育料	児童手当	健康管理
内 部 系	庁 内 業 務	給与計算	財務会計	歳入事務電算化
		起債管理	国保統計(愛知県版)	
		コクホライン等(国保報告、調交、算定等)		
	建 設 系	公共事業積算	測量設計製図	地図情報
		受益者負担金管理	排水設備確認受付申請業務	合併処理申請受付業務
		水道事業会計		
	その他	水道料金管理		
情 報 系	市内LAN	LGWAN	議会会議録検索	
	インターネット	グループウェア		
そ の 他 個 別 シ ス テ ム 系	住 民 情 報	農地等情報総合管理	し尿世帯調査	市営住宅管理
		交通災害		
	税 務 情 報	産業分類統計	家屋評価	農業所得
		土地一筆異動	家屋一筆異動	
	福 祉	介護認定		
	そ の 他	犬の登録管理	公害苦情調査データ入力	遠方監視(水道設備等)
		一般廃棄物処理事業実態調査集計		図書館・図書管理
		学校パソコン教室等(小・中・一般)		市民病院・病院業務等管理

(新城市・鳳来町・作手村合併協議会資料より)

3.3 地域情報化に対する住民の意向

地域の情報化は、住民のニーズを把握し、住民が望むサービスを提供していくことが重要であることはいうまでもありません。市が展開した施策によるサービスを利用するのは住民であり、利益を受けるのももちろん住民です。したがって、住民が地域の情報化に対し、どのような考えをもち、何を望んでいるかということ把握し、本市の情報化の推進に反映していくことが最も重要となります。

平成 17 年 12 月に公表された「地域情報化に関する住民意向調査（三河山間地域）」（以下「住民ニーズ調査」という。）から住民の地域情報化に対する意向等は次のとおりです。

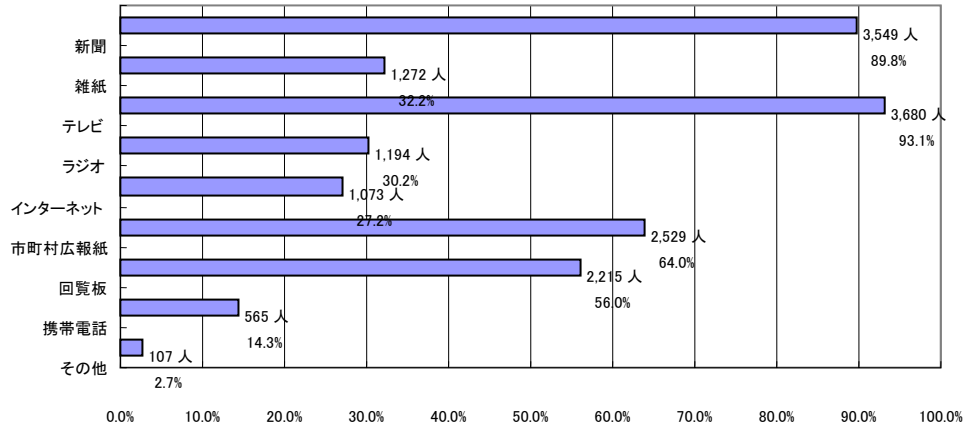
「地域情報化に関する住民意向調査（三河山間地域）」	
調査実施期間	平成 17 年 8 月 10 日～平成 17 年 9 月 16 日
調査対象	旧新城市、旧鳳来町及び旧作手村の全世帯
調査方法	全世帯配布及び郵送による回収
配布数	15,503
回収数	3,952
回収率	25.5%

「情報の入手」

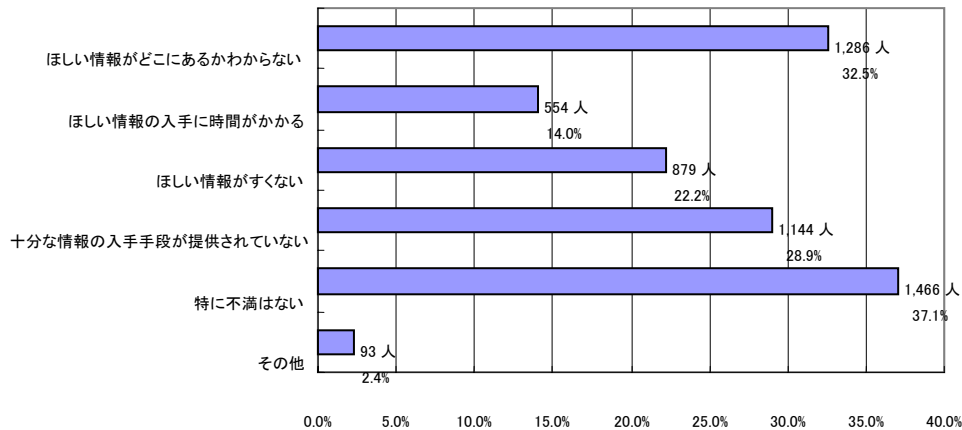
普段の情報入手手段は「テレビ」93%、「新聞」90%が圧倒的に多く、次に多い手段として「市町村広報紙」64%が活用されています。このことにより市民は一般の情報の他に行政情報に大きな関心を抱いています。

また、市町村からの各種情報の入手状況では、「欲しい情報がどこにあるか分からない」33%、「十分な情報の入手手段が提供されていない」29%となっていて、情報入手に対して不満をもっている人が多数いることがうかがえます。

日常生活の情報入手手段



行政情報入手について、どのような不満を感じていますか

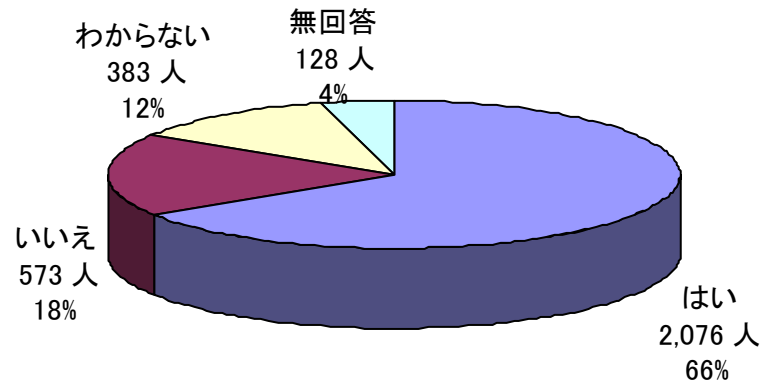


「インターネットの利用状況」

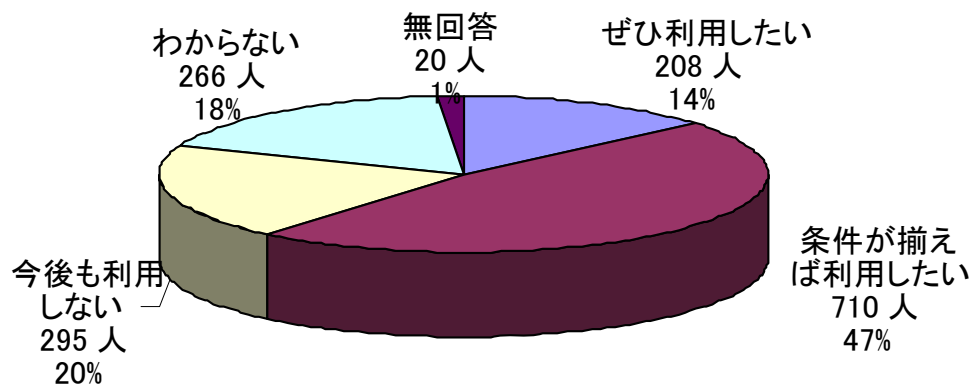
近年、パソコン及びインターネットの重要性が増していますが、本市においても、インターネットの必要性を感じている人は66%と半数を超えていて、またインターネットを利用してみたいと考えている人は、「ぜひ利用したい」と「条件が揃えば利用したい」を合わせると60%を超えています。

しかし、普段の情報入手手段で「インターネット」を利用している人は、まだ少数派（27%）であり、またインターネットを知っている人の中でのインターネット利用率は48%と半数を割っています。

インターネットは必要ですか



インターネット利用してみたいですか

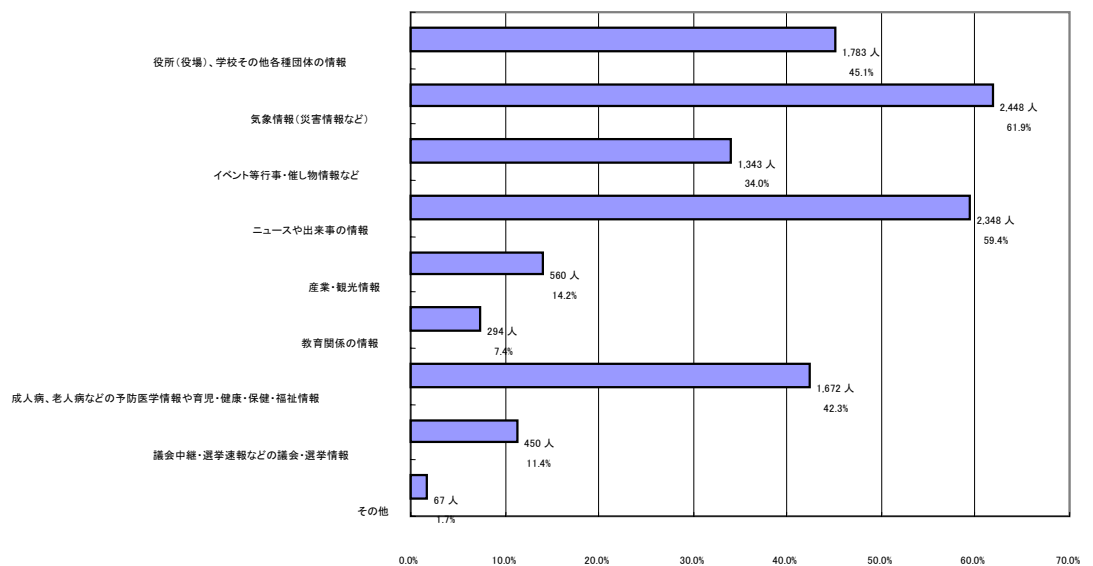


住民の中で、情報入手の手段としてインターネットは必要と感じていて、また、インターネットを利用したいと思っている人も過半数を超えていますが、現状、インターネットは利用していない人も多く見受けられるため、インターネットの知識を得る機会（市民パソコン塾）を充実していくなど条件整備により利用率はまだ向上すると思われます。

「地域情報サービス」

日常生活に必要な情報としては、「気象情報（災害情報など）」と答えた人の割合が62%と最も高く、次いで「ニュースや出来事の情報」の59%、「行政、学校等の情報」の45%と続いています。

日常生活で必要としている情報はなんですか



また、利用したいサービスとしては、「保健・医療・福祉」の分野が最も多く、次いで「住民生活・コミュニティ・防災」の分野となっています。

項目別では、「緊急時に市役所や消防署から、災害状況・避難誘導・避難場所・道路情報等の緊急災害情報を受けられることができる」が最も多く、次いで「病院の休日診療や救急医療に関する情報が入手でき、診察予約や医師照会ができる」、「自宅や各種公共施設、郵便局など身近な施設で、住民票や各種証明書などの申請手続きができる」となっています。

人命、健康にかかわる情報サービスで各種情報を入手できるサービスに関心・要望が高いといえます。

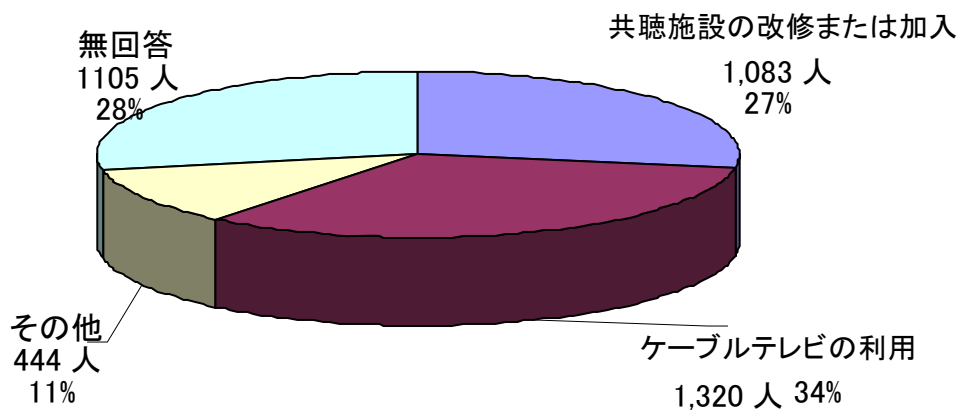
「情報通信基盤の整備」

情報通信基盤の整備方法について、映像系（テレビ）の基盤整備では34%、

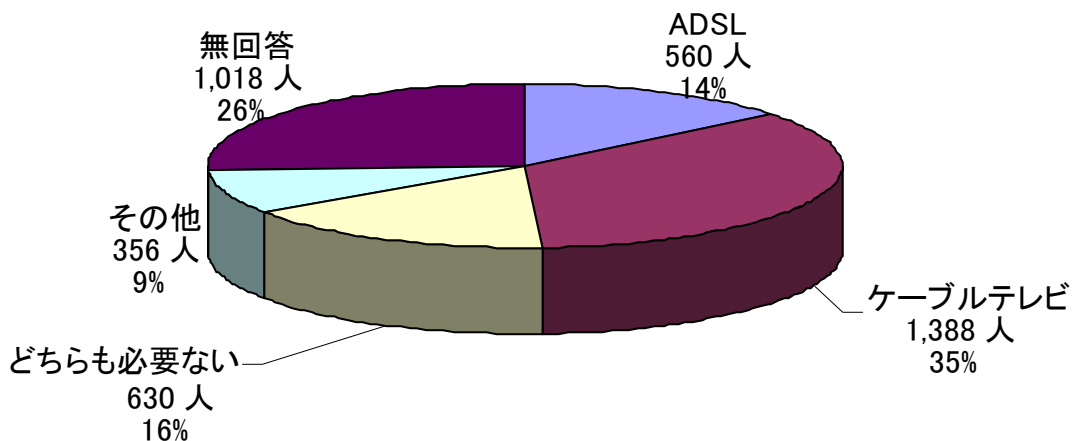
通信系（インターネット）の基盤整備では35%の人がケーブルテレビの整備を回答していてそれぞれ一番多い結果となっています。ケーブルテレビの整備を希望する傾向がうかがえます。

また、ケーブルテレビの自主放送番組等の映像系サービスだけでなく、各種通信系サービスにも期待しているといえます。（ケーブルテレビは映像系基盤と通信系基盤の両面を持っていて、テレビとインターネットの両方に利用できる。）

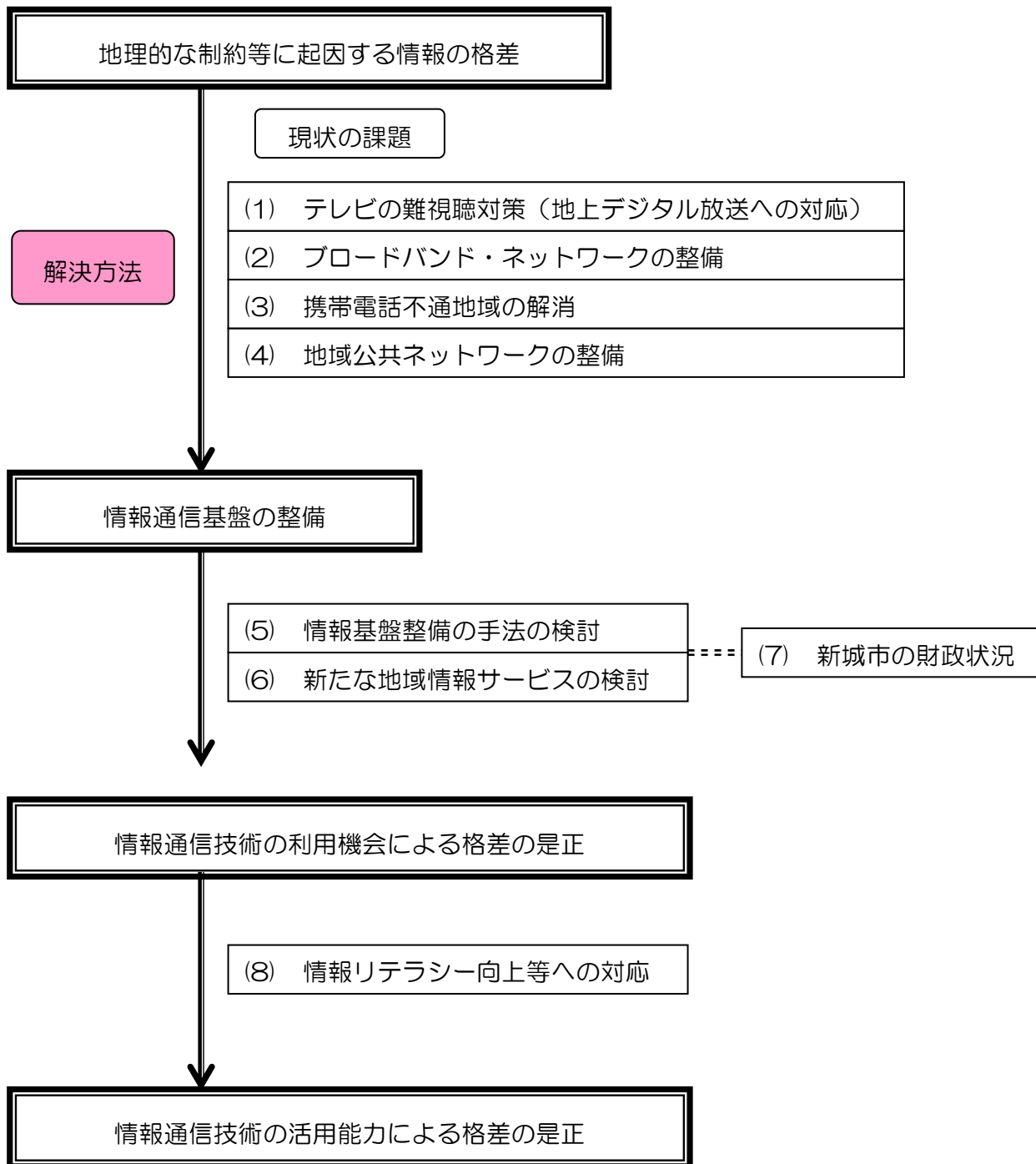
映像系情報基盤はどの方法で整備したらよいですか



通信系情報基盤はどの方法で整備したらよいですか



3.4 地域情報化における課題の整理



(1) テレビの難視聴対策（地上デジタル放送への対応）

2011年7月にアナログ放送から地上デジタル放送に全面変換されます。本市でもすでに地上デジタル放送が開始されていますが、共聴施設の改修・更新あるいは受信地点の移動による住民の財政的な負担、難視聴地域の拡大の恐れなど、地上デジタル放送への対応について、情報格差の是正の観点を中心に考慮して、残り5年弱という短い期間に対策を講ずる必要があります。

(2) ブロードバンド・ネットワーク（高速・大容量インターネット通信網）の整備

本市における現在のインターネット接続環境は、ADSL47Mbps等が展開されていますが、地域によってはADSL環境が不十分であり、地域間格差が生じています。

今後のICT技術の進歩や国が推進するユビキタスネットワーク社会に対応するため、ブロードバンド・ネットワークを整備し、情報格差の是正に早急に取り組む必要があります。なお、民間事業者による整備は、採算性等の問題から期待できない状況にあります。

(3) 携帯電話不通地域の解消

音声はもとより、メール、動画、音楽配信等のサービス提供がますます拡大し、その多様化するサービスの享受や非常時の連絡等を考えると出来る限りの不通地域の解消を行う必要があります。

(4) 地域公共ネットワークの整備

住民は、市に対して「地域における情報収集・提供者」としての役割を期待しています。現在、行政の情報提供手段は、広報紙、防災行政無線及びホームページなどがありますが、タイムリーで詳細な情報提供の必要性、あるいは情報が行政から住民への一方通行であることなど、今後は双方向を意識した情報提供が重要であり、地域公共ネットワークを整備する必要があります。

(5) 情報通信基盤整備の手法の検討

情報通信基盤の整備手法については、光ファイバ、ADSL、CATV等、映像系

(テレビ) や通信系 (インターネット) について様々な手法がありますが、将来にわたる情報格差の是正の観点や前述の(1)から(4)の課題に対する解決方法として、比較検討する必要があります。

(6) 新たな地域情報サービスの検討

人命、健康にかかわる情報サービスの提供に関心・要望が高いとの住民の意向を踏まえ、地域の実態に合っているか、サービス導入後の運営体制など、安心して利用できるシステムを検討する必要があります。

なお、地域情報サービスですが、緊急用と付加価値用と2種類に分けることができ、付加価値用については、中期・長期計画で整備を行っていく必要が、緊急用に関しては、短期での整備を考えていく必要があります。そのために、各種関係機関と協議、検討を行っていく必要があります。

(7) 新都市における財政状況

国、地方を通ずる歳入・歳出の改革が進み、地方の歳出削減が叫ばれています。地方交付税の見通しもはっきりしない状況であり、合併後において様々な行政改革が望まれるなか、新たな財政支出については、長期的な観点からの検討が必要です。したがって、構築費用に加え、毎年度の運営経費あるいは次回施設の更新に係る費用も含め検討する必要があります。

(8) 情報リテラシー向上等への対応

国が推進する、誰もが簡単にその利便性を享受できる環境であるユビキタスネットワーク社会においては、単に情報通信技術の利用機会による格差の是正だけでなく、高齢者・障害者への対応を含め、住民の情報リテラシーの向上に努める必要があります。また、プライバシーの確保等の対策も重要であります。

上記のとおり、様々な課題が挙げられますが、これからの少子高齢化、人口減少時代に対応するためには、住民1人ひとりの能力や個性が最大限に発揮できることが期待されるものであり、マンパワーの充実が必要不可欠です。また、いかにこの

地域の魅力を高めることができるかが地域づくりの焦点となります。その手段として地域の情報化は重要な施策と考えられます。

「重点計画-2006」（平成 18 年 7 月 26 日 IT 戦略本部策定）においても、過疎地域等の条件不利地域について、ケーブルテレビ網や光ファイバ網等の地域の特性に応じた情報通信基盤整備に取り組む地方公共団体等への支援を始めとする施策を 2006 年度も継続的に実施することにより、計画的に情報格差の解消を図ることを目標としていることから、情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正を積極的に図っていくことが必要であり、更なる情報格差の拡大は避けるべきであります。

そのためには、現在の本市における情報通信基盤の整備状況や今後の見通し（民間事業者の展開が期待できない、又は展開した場合にあっても条件不利地域には利用制限のかかる恐れがある。）からみて、民間主導ではなく市が適切な役割を果たすべきことが適当です。

したがって、当面の課題である 2011 年の地上デジタル放送問題の対応も踏まえ、これを契機に市においてトータル的な見地からの情報通信基盤整備が必要と考えます。

4.1 地域情報化の意義

地域情報化は、情報通信技術の活用により、医療・福祉の向上、教育等の充実、地域産業の発展、広域行政の展開、環境負荷の低減など、地域の様々なサービスを高度化・効率化することや地域における公平で透明な情報共有とフラットなコミュニケーションの仕組みを作ることによって、地域の活性化や課題の解決を可能とするものです。

4.1.1 行政から見た情報化のあり方

行政の情報化は、様々な行政業務の電子化に伴う簡素化、高度化、効率化等により、単に財政基盤の健全化に資するだけではなく、行政サービスや住民の利便性の向上の実現につながり、また地域への積極的な情報提供や公開によって、より透明性を確保することで、住民の市政への参加を促し、住民との情報共有を図る仕組みを作り、活力ある地域づくりにつながるものです。

行政業務の高度化・効率化

ワンストップサービスの提供

開かれた自治体

地域住民密着型情報交流の促進

4.1.2 住民から見た情報化のあり方

情報化を推進することにより、いつでも、どこでも、何でも、誰でも必要な情報を活用することができ、新たな価値を創出することができます。住民、民間組織、行政を含めた地域情報化に関わる様々な主体において、フラットなパートナーシップが形成され、情報共有や連携・協働による自立的に解決する仕組みが構築できます。

また、地域が各々の個性を活かした情報化を行うことにより、地域が独自性を発揮する機会が拡大すると考えられ、地域間競争力の強化にもつながり、活力ある地域社会が創出されます。

**オンデマンドサービスや使いやすい
コンテンツなどの利便性の向上**

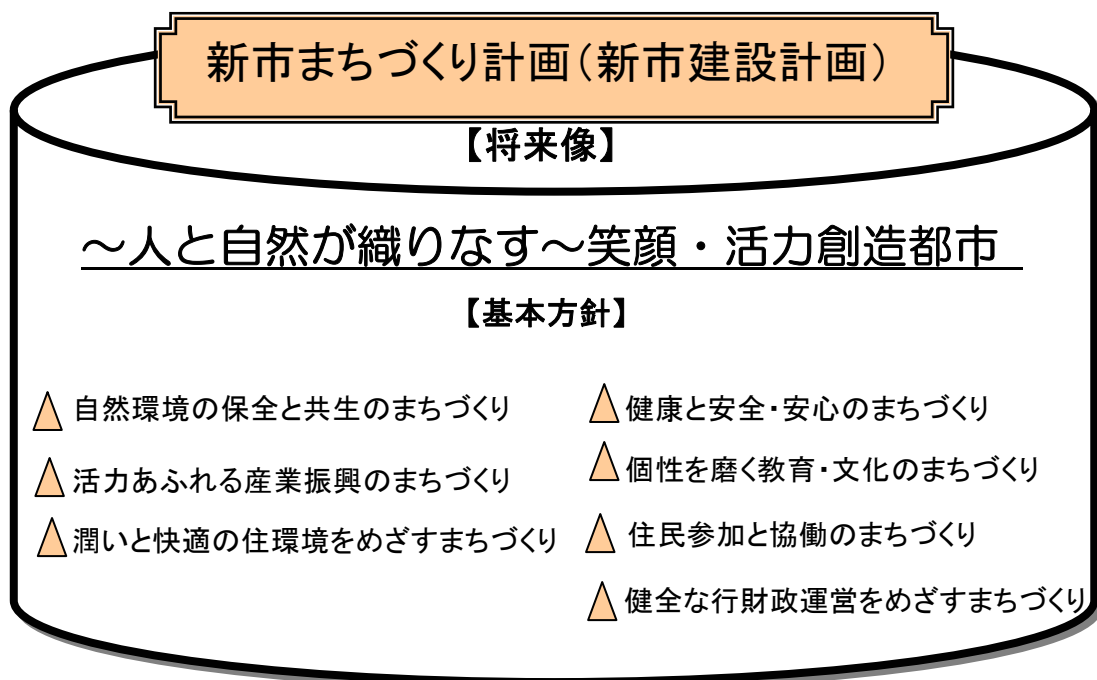
趣味の分野を含めた住民相互の交流

**フラットなパートナーシップ
の形成による市政への参加**

4.2 新城市における地域情報化の方針

4.2.1 新市まちづくり計画における主要施策

平成 16 年 8 月策定の新城市・鳳来町・作手村合併協議会による【新市まちづくり計画（新市建設計画）】では、新城市のまちづくりの将来像として「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」を将来像に挙げ、この目標を実現していくために、7 つの基本方針を挙げています。



また、「新市まちづくり計画」における情報通信基盤整備に関する記述は次のとおりです。

「3 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり

(6) 情報・通信設備の充実

高度情報化社会に対応した地域情報ネットワークを構築するための情報基盤整備を通じ、テレビ受信難視聴地域や携帯電話不通エリアの解消など情報格差の是正に努めます。また、本庁と支所を結ぶ情報通信網の整備による防災・教育・福祉・医療・窓口業務などの各種情報・証明類発行サービスの充実を図り、電子自治体の構築を進めます。」

4.2.2 新都市地域情報化の基本理念

情報の共有による

「～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力創造都市」の実現

地域情報化の部分を担う地域情報化計画の基本理念として、『情報の共有による「～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力創造都市」の実現』と定め、行政の情報化あるいは地域の情報化を推進し、地域全体で情報を共有し、住民との連携・協働により、地域の活性化をめざします。

4.2.3 新都市地域情報化の推進のための目標

- 1** 都市部との情報格差あるいは市域内の情報格差の是正
- 2** 全ての住民が等しくICT化の利便を享受できる情報化（ユニバーサルサービス）
- 3** 高齢者、障害のある人にやさしい情報化（バリアフリーサービス）
- 4** 行政運営の効率化・高度化をめざす電子自治体の構築

地理的な制約、市場原理等により生じる情報格差について、その解消は地域社会に対する行政の責務であり、また情報格差の是正にあたっては、住民サービスの質的向上、住民参加型の行政の実現、情報発信力の強化等が実現できるよう、住民や地域産業の担い手と同じ目線でその利便性について検討するとともに、全ての住民が等しく情報通信高度化の利便を享受できるように配慮します。

また、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現できる電子自治体の構築については、住民本位のサービスの提供を通じて、地域住民の満足度を向上させるものであり、積極的な推進を図ります。

4.3 情報化の推進方向と施策

地域情報化計画の基本理念である『情報の共有による「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」の実現』の具体的な推進方向として、【新市まちづくり計画（新市建設計画）】の7つの基本方針を基軸とし、先に挙げた行政・住民から見た情報化のあり方を連動して検討し、基本方針を実現するための情報システム構築に取り組むこととします。

自然環境の保全と共生のまちづくり

環境の情報化 : 豊かな自然環境や歴史風土を保全し、後世に伝える情報化であること。

施策

地球的規模での環境問題を視野に入れ、住民の貴重な財産である自然との共生、環境の保全や循環型社会の構築に努めるとともに、安全で住み良い生活環境を創出するための情報システムの構築をめざします。

活力あふれる産業振興のまちづくり

産業活動の情報化 : 技術革新に伴う高度情報化であること。

施策

住民生活の向上と活力ある都市を形成するため、本市の風土と特性を活かした産業の振興を図ります。そのためには恵まれた観光資源を活用し、観光の振興を図るとともに、グリーン・ツーリズムを取り入れた多面的機能を有する農林業の発展、地場産業の活性化、新規産業の導入が必要であり、これらの産業を支援する地域産業活性化システムや観光情報の発信システムづくりをめざします。

潤いと快適の住環境をめざすまちづくり

地域コミュニティの情報化 : 地域活動を推進する情報化であること。

施策

広域化・高度化していく情報化社会に対応し、活発な産業活動と豊かで安全な生活に利活用していくことのできる総合的な情報通信基盤を整備していきます。

さらに、住民生活の向上や地域・産業活動の発展を図るため、都市計画マスタープランなどを活用して、本市の自然環境、歴史的環境に十分配慮しながら、魅力ある都市景観の創出や交通体系、緑豊かな空間の整備を進め、個性があり、秩序ある都市空間の形成を進めるためにGIS等を使った各種データベースの統合を進めます。

健康と安全・安心のまちづくり

医療・福祉と防災の情報化：地域医療を充実させ、災害時に早急な対応ができる情報化であること。

施策

住民が一人ひとりの生涯を通じた健康づくりを行い、地域の中で健康を保持し、安心して生活するために、住民の健康づくりのサポートをするための情報提供や健康管理を行うシステムの確立、医療機関との連携を図り、地域ぐるみの福祉の増進を図るためのネットワークやボランティアの支援システムの確立をめざします。

また、防犯、消防、救急などの分野において、住民の生活や生命の安全確保や、地震、台風などの災害時や緊急事態の発生時の迅速かつ適切な対応を支援する防災情報システムの整備に取り組みます。

個性を磨く教育・文化のまちづくり

学校教育・生涯学習の情報化：地域と学校が連携強化できる情報化であること。

施策

本市では、美しい自然、歴史的風土に生まれ、蓄積されてきた豊かな文化が地域、住民の中にいきいきと息づき、様々な交流を通して個性豊かな文化を創造するまちづくりを推進するとともに、人権尊重を基本として、家庭、地域、行政の協働による生涯にわたる学習を進め、豊かな人づくりをめざしています。

これらを支援するシステムとして、文化を保存・継承し、住民がいつでも伝統文化・地域遺産の情報に触れることができる機能の整備や、住民主体の文化活動を支援・活性化する文化情報システム、生涯学習活動を支援する生涯学習支援情報システムに取り組みます。

住民参加と協働のまちづくり

住民主体の情報化 : 住民と行政の双方向の情報化であること。

施策

開かれた行政の推進は、住民と行政との相互信頼関係をより一層高めます。住民の主体性が生かされる行政の実現に向け、電子自治体窓口（ポータルサイト）の実現、電子情報公開システム、電子相談システムなどの構築をめざします。

また、出先機関や郵便局での自動交付端末を使用することにより住民票や所得証明等の取得ができるネットワーク整備を進めます。

健全な行財政運営をめざすまちづくり

行政の情報化 : 情報公開が充実する情報化であること。

施策

個人や法人情報の保護、情報セキュリティに配慮しながら住民に対する行政の情報公開制度の充実を図るとともに、行財政の効率的運営、人材の育成、情報ネットワーク化の高度化を推進するために地域公共ネットワークの整備を含め、迅速で質の高い行政サービスの提供と効率的な財政運営に寄与する情報システムの導入をめざします。

5.1 情報通信基盤整備

民間事業者による情報通信基盤整備が期待できない本市において、どのような手法で情報通信基盤を整備することが適当であるのか、また情報通信基盤の整備や保守には高度で専門的な技術知識が必要であり、かつ技術進歩がめまぐるしいことから、十分な検討が必要です。

なお、情報通信基盤整備については、

- 放送系（テレビ）と通信系（インターネット）の両基盤について総合的に整備すること

を前提として、全ての住民が等しくICT化の利便を享受できる情報化（ユニバーサルサービス）と高齢者、障害のある人にやさしい情報化（バリアフリーサービス）などの視点に加え、

- 住民ニーズに答えられるシステムであること
- 将来拡張性が持てるシステムであること

の視点も重要と考えます。

5.1.1 情報通信基盤の体系

情報通信基盤には、目的により行政系と加入者系に分類されるほか、機能により通信系と放送系に分類されます。それらの分類がクロスすることで複雑多岐にわたる基盤形態を作っています。

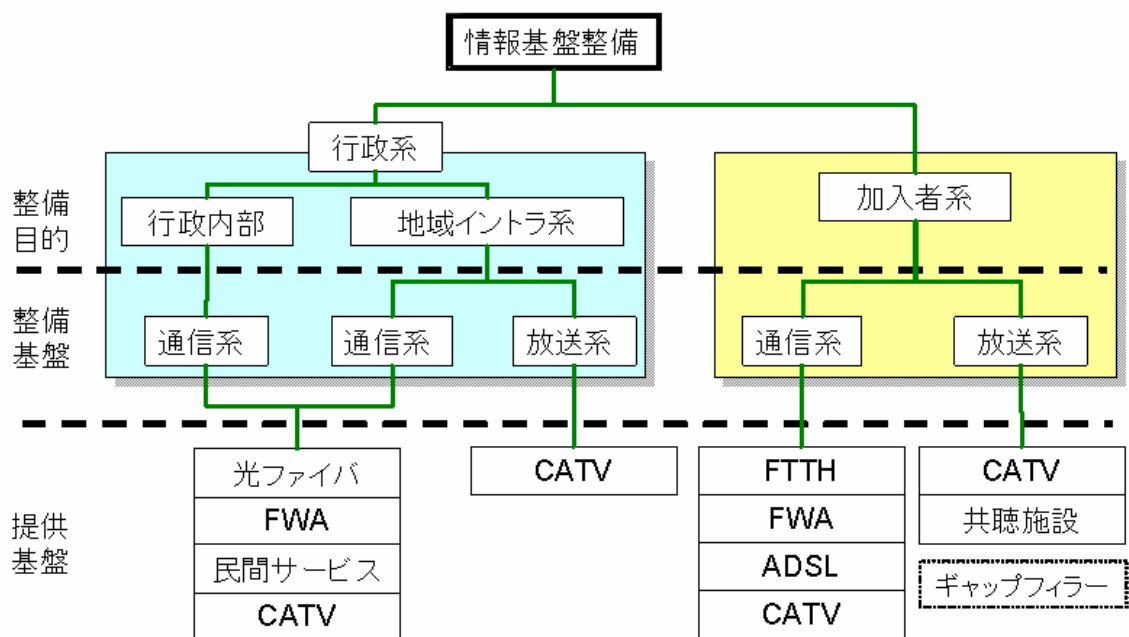
行政系ネットワーク基盤は、公共施設等の間を光ファイバや無線などによりブロードバンド接続し、行政情報の提供や公共施設の予約、防災や教育などのICTサービスを提供するものであり、行政内部の独立した基盤と地域イントラネットのように行政の情報を住民等に提供するための基盤であります。

加入者系ネットワーク基盤は、各世帯までをネットワーク化するものであり、住民が任意に情報サービス（放送・通信サービス）を選択し、享受することのできる基盤と位置付けられます。

なお、行政系ネットワーク基盤は、加入者系ネットワークのバックボーンとして活用されるものでもあります。

また、通信系と放送系についていえば、通信系はインターネット技術を活用してパソコンを主な端末として情報を提供するもの、放送系はテレビ放送の再送信や自主放送番組を中心にテレビを主な端末として情報を提供するものに区分できます。

情報通信基盤の整備目的と整備基盤の体系



5.1.2 情報通信基盤の特徴の整理

ここでは、情報通信基盤を検討するうえで、基本となる機能分類の通信系と放送系について、その特徴を整理します。

通信系と放送系の基盤概要を次の図表でそれぞれ示します。

放送系の基盤概要

区分	CATV		共聴施設
	FTTC	FTTH	
概要	映像・データを統合したCATVネットワーク網で、放送サービスと通信サービスの両方が行える。	映像・データを統合したCATVネットワーク網で、放送サービスと超高速通信サービスの両方が行える。	難視聴解消のために設置された施設で、基本的にテレビ放送の再送信を行うものである。
主な情報入手端末	テレビ 告知・電話専用端末機 パソコン など	テレビ 告知・電話専用端末機 パソコン など	テレビ
ケーブルテレビの提供	自主放送	複数チャンネルの提供も可	不可
	再送信	多チャンネルの提供が可	地上・BSアナログ放送の提供が可
	告知・電話	告知・通話とも可	不可
	オンデマンド(MIOD)	テレビ・パソコンにより提供が可	不可
システムの信頼性	・有線であるため災害時はケーブル切断の可能性はある。 ・雑音等の障害を受ける可能性がある。	・有線であるため災害時はケーブル切断の可能性はある。 ・雑音等の障害を受ける可能性は低い。	・有線であるため災害時はケーブル切断の可能性はある。
保守面	・機器が複雑でコストもかかり、保守量が多くなる。	・機器が複雑でコストもかかり、保守量が多くなる。	・比較的機器が少なく、CATVと比較して保守量が少ない。
受益者の操作性	・テレビについては、STBなどのリモコンの操作だけで可能。 ・告知・電話端末については、特別の操作は必要がない。	・テレビについては、STBなどのリモコンの操作だけで可能。 ・告知・電話端末については、特別の操作は必要がない。	・テレビのみによる情報提供になるため、特別の操作は必要がない。
将来性	・伝送帯域が広いので、地上デジタル放送にも対応可能。	・伝送帯域が広いので、地上デジタル放送にも対応可能。	・伝送帯域が狭いものが多いので、基本的に施設の改修が必要。
広域展開	・自宮の場合初期投資が大きいため、近隣地域の足並みが揃うか不明である。 ・広域ネットワーク形態の十分な検討・調整が必要。	・自宮の場合初期投資が大きいため、近隣地域の足並みが揃うか不明である。 ・広域ネットワーク形態の十分な検討・調整が必要。	・各共聴施設により仕様がまちまちであるので、各施設が連携して行く場合、綿密な調査が必要となる。
イメージ図			

5.1.3 行政系ネットワーク基盤の整備方法

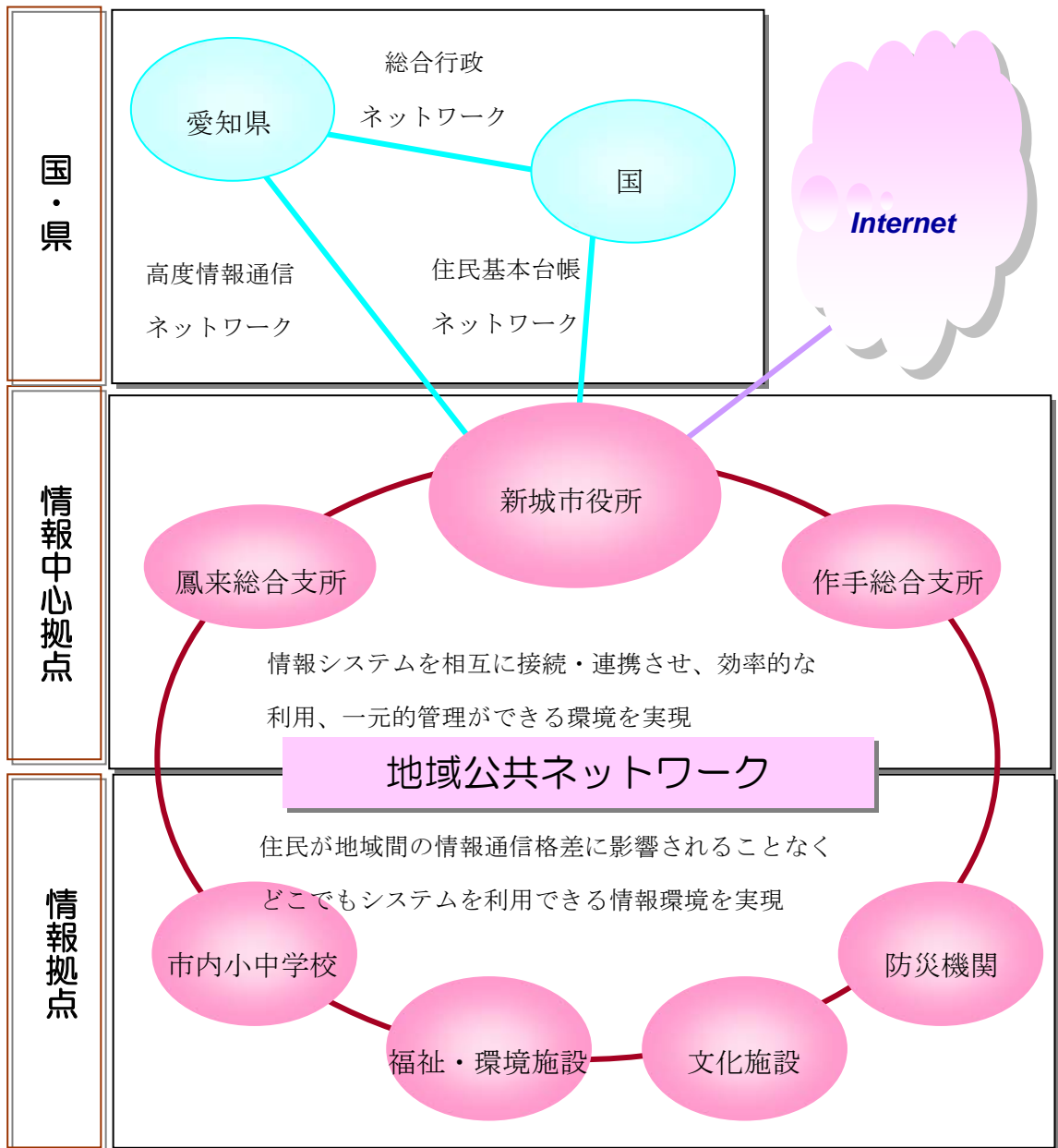
○ 基盤整備における視点の整理

行政系ネットワーク基盤は、公共施設等の間を光ファイバや無線などによりブロードバンド接続するものであり、基盤を整備する際には、総務省の「地域公共ネットワークに係る標準仕様（平成 14 年 10 月策定、平成 15 年 10 月改訂）」に沿った形で整備を行っていくことが望ましいと考えます。

同標準仕様に基づくと、基盤を整備する際には、次のことを考慮することとなります。

- a. 地域公共ネットワークを整備するに際し、各行政が共通するシステムなどの情報を提供することで、地域公共ネットワークの整備が容易に着手可能となります。
- b. 適正規模での設計・整備により、過剰投資の回避・事業の効率的な実施が可能となります。
- c. 偏った通信機器メーカーに依存せず、国際標準に則った多くの通信機器メーカーの機器に対応したネットワーク構築により、ネットワークの構築、更新及び拡張の際の負担減が可能となります。

地域公共ネットワークのイメージ



5.1.4 行政系ネットワーク基盤の整備手法

1 基盤整備手法の概要

行政系ネットワークの基幹網及び支線網を構築する手法としては、行政が自らネットワークを構築する場合と、通信事業者等のネットワークを利用する場合とに大別でき、通信事業者等のネットワークを利用する場合は、回線の保守、運用を行政自らが行う必要がなく、短期間に開通が可能ですが、一般的に行政が自らネットワークを構築する場合と比較して経常経費が高く、事業者の提供するサービス内容に制約があるなどから、システム構築の自由度が高くないという欠点があります。

なお、隣接する豊川市にあっては、民間事業者が整備したダークファイバの借り上げにより構築していますが、本市では採算性の問題から民間事業者による基盤整備が期待できない状況であり、行政自らネットワークを構築する必要があります。

2 整備手法の比較検討

整備手法には、① 光ファイバにより構築するネットワーク、② FWA（無線ネットワーク装置）により構築するネットワークの2つが考えられます。

機能面の比較は次表のとおりですが、公共ネットワークであることからセキュリティの面を重視すべきであることや加入者系ネットワークのバックボーンとしての位置付けを考慮すると光ファイバによるものが優れていると考えられます。

代表的な構築手法の比較

代表的な構築手法	光ファイバ	FWA（無線）	
概要	光ファイバによるネットワーク。メディアコンバータやスイッチなどのネットワーク機器が対向に接続される。	無線ネットワーク装置により構築するネットワーク。規格によって免許が必要なものと、不要なものがある。地域イントラネット等の伝送路としては 18GHz 帯が割り当てられている。	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常費用が安価。 ・ 敷設ルートやネットワーク設計の自由度、拡張性に優れる。 		
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用が高価。 ・ 工事にある程度の期間がかかる。 ・ 敷設経路の確認や手続きが必要。 ・ 設計しなければならない範囲が大きい。 ・ 光ファイバネットワークの保守、運用に関して行政が行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規格によっては他方式に比べ通信速度が低速、セキュリティ面も劣る。 ・ 電波状況により通信速度が変化したり、通信不能になる場合がある。 	
機能・高速性	光ファイバに接続する機器により選択。100Mbps、1Gbps 等	18GHz：最大 156Mbps	
保守面	有線の部位が多いため、比較的保守量が多い。	有線の部位が少ないため、保守量が少ない。	
信頼性	施設間をループ状に接続した迂回路線の確保など高信頼ネットワークを構築可能。	無線の規格によっては、周囲環境の影響を受ける可能性有り。（他無線との周波数共用による速度低下など）	
セキュリティ	高い	無線のため盗聴等への配慮、対策が必要。	
地域性	制限無し	環境条件により回線速度、信頼性が変化。	
伝送路初期投資	高価	安価	
端末初期投資	D-ONU とパソコンが必要	無線ブリッジとパソコンが必要	
回線借用料	-	-	
全体運営費	安価（光ファイバ及び機器の維持要件に応じて費用が決定される）	安価	
適性	基幹網	◎	△
	支線網	○	○（注 2）

地域公共ネットワークに係る標準仕様を基に作成

注 1) 適正の◎：非常に適している ○：適している △：一般には適さない

注 2) 18GHz 帯は、地域イントラネット等の伝送路として割り当てられ、通信速度も高速であることから「○」とする。

5.1.5 加入者系ネットワークの整備方法

1 加入者系ネットワークの整備の検討

通信系基盤には ADSL、FWA（無線）などがあり、放送系基盤には CATV、共聴施設があります。その中で将来性、経済性、住民の利便性などを考慮して、条件不利地域において最も良いと考えられる情報通信基盤を選択する必要があります。

加入者系ネットワーク整備の視点

- ①都市部との情報格差を是正するのはもちろんのこと、市内地域間の情報格差、世代間の情報格差などを是正できるシステムであること。
- ②多種多様なサービスが提供可能であり、かつ将来拡張性が持てるシステムであること。
- ③導入の優先順位を充分検討し、段階的整備を図るため、これに対応できるシステムであること。
- ④機器の将来的提供面、コスト面等を含みメンテナンスが容易なシステムであること。
- ⑤住民ニーズに合致していること。

通信系・放送系の基盤と加入者系ネットワーク整備の視点との検討を次の図表に示します。

各基盤とネットワーク基盤の視点の検討

区分	ADSL	FWA	FTTH	CATV	共聴施設
①情報格差の是正	技術的に通信距離が短いので、全域展開ができない。情報入手は基本的にパソコンとなるため、習熟が必要。	全域展開が可能。情報入手は基本的にパソコンとなるため、習熟が必要。	全域展開が可能。情報入手は基本的にパソコンとなるため、習熟が必要。	全域展開が可能。情報入手は基本的にテレビとなる。	通信環境がない。
②サービス提供と拡張性	現在の法制度上、地上デジタル放送の再送信は不可。インターネットを利用した多彩なサービス提供が可能。	現在の法制度上、地上デジタル放送の再送信は不可。インターネットを利用した多彩なサービス提供が可能。	現在の法制度上、地上デジタル放送の再送信は不可。インターネットを利用した多彩なサービス提供が可能。	現在の法制度上、地上デジタル放送の再送信は可能。インターネットを利用した多彩なサービス提供が可能。	テレビ放送の再送信のみで拡張性に欠ける。
③段階的整備	基本的に通信事業者の基盤となるので、運用面で制約を受ける。	基本的に通信事業者の基盤となるので、運用面で制約を受ける。	基本的に通信事業者の基盤となるので、運用面で制約を受ける。	行政が自営で行った場合、運用面での制約はないが、民間事業者の場合は制約を受けるので、何らかの契約が必要。	テレビ放送のみなので、特別なサービスを追加できない。
④将来性とメンテナンス	将来性において、通信速度と通信距離に問題がある。保守は基本的に通信業者が行う。	将来性において、通信速度に若干の問題がある。基本的に通信業者が保守を行うが、有線の部位が少ないので、保守量が少ない。	将来性において、通信速度と通信距離に問題はない。保守は基本的に通信業者が行う。	将来性において、通信速度と通信距離に問題はない。行政が自営で運営を行う場合、保守が必要となるが、民間事業者が運営を行う場合は民間業者が保守を行う。	メンテナンスは比較的少ないが、将来性に乏しい。
⑤住民ニーズ	住民意向調査では、ケーブルテレビの整備を望む要望が3割を超え、一番多い意見であった。				

5.1.6 整備手法の比較

第3章において整理された課題について、構築手法の比較を行うと次のとおりです。

課 題	通信系 FTTH	ADSL	CATV	共聴施設 の改修	FWA	評価ポイント
(1) テレビの難視聴 対策	×	×	◎	◎	×	FTTH・ADSL・FWA は、通信設備のため。 CATVは、テレビの再 送信に加え、行政放送可。
(2) インターネット 高速通信網の整 備	◎	△	◎	×	△	ADSLは、再投資の可 能性あり。 FWAは、無線のため、 セキュリティの問題あり。
(3) 携帯電話不通地 域の解消	△	×	△	×	×	FTTH及びCATVは、 携帯電話基地局と交換局 の間のエントランス回線 として活用が可能。
(4) 地域公共ネット ワークの整備	◎	△	◎	×	△	ADSLは、将来性に問題 あり。

◎＝最適 ○＝可 △＝制限つき可 ×＝不可

5.1.7 CATV 事業化の検討

情報通信基盤の整備については、放送系（テレビ）と通信系（インターネット）のいずれかの基盤が欠けた場合にあっては、地域の情報化を推進する上で課題を残すと考えられることから、両基盤を併せて整備することを基本とした場合、次の3通りの組合せが考えられます。

パターン1	CATV を整備
パターン2	共聴施設改修（放送系）と ADSL（通信系）を整備
パターン3	共聴施設改修（放送系）と FWA（無線）（通信系）を整備

これら3つのパターンを比較したものが次の表のとおりであり、基本的な機能、地域情報提供の活用基盤あるいは将来性について、CATV が優位とされているものの、建設あるいは運用コストが多額となる問題点も指摘されます。

情報通信基盤の整備にあたっては、機能面等に加え、「4.2.3 新都市地域情報化の推進のための目標」の視点（ユニバーサルサービス・バリアフリーサービス）からの検討も重要であるものの、CATV のもたらす効果を費用に換算することは困難であり、各手法を単純に比較することはできないと考えられます。したがって、CATV 事業の課題が建設あるいは運用コストに多額な費用を要する点を踏まえ、事業主体や運営方法など事業実現の可能性について検討が必要であります。

項目		パターン1	パターン2	パターン3
放送基盤		CATV	共聴施設改修	共聴施設改修
通信基盤			ADSL	FWA(無線)
概要		光同軸併用方式もしくはオール光方式のCATVでインターネットサービス、放送サービスを共に提供する形態。	インターネットサービスは民間事業者によるADSLサービスにて提供し、放送については現存の共聴施設を改修して提供する形態。	インターネットサービスはFWA(無線)サービスにて提供し、放送については現存の共聴施設を改修して提供する形態。
基盤の機能特徴	放送系機能	○ ・広帯域伝送が可能なため放送の多チャンネル化、映像品質向上が可能。 ・市全域での行政、地域放送提供が可能。 ・地上デジタル放送に対応	△ ・狭帯域伝送システムのため、多チャンネル伝送には向いていない。 ・市全域での行政、地域放送提供ができない。 ・地上デジタル放送の対応には改修が必要。	△ ・狭帯域伝送システムのため、多チャンネル伝送には向いていない。 ・市全域での行政、地域放送提供ができない。 ・地上デジタル放送の対応には改修が必要。
	通信系機能	○ ・伝送距離に依存することなく安定しているため、全域にわたりサービス展開が可能。 ・通信速度はHFC方式30Mbps、FTTH方式100Mbps ・IP電話サービスが可能。	△ ・ADSL 収容局からの距離により、通信速度が低下する場合やサービスが提供できない場合がある。 ・光収容局エリアはサービスが提供されない。 ・通信速度は1.5Mbps～40Mbps程度 ・IP電話サービスが可能。	△ ・無線方式のため災害時の信頼性は高い。 ・無線鉄塔まで光ケーブルの敷設が必要。障害物、天候、他のシステムとの干渉等により、通信速度が低下、または通信不能となることがある。 ・有線システムと比較してセキュリティ対策に配慮が必要。 ・IP電話サービスが可能。
地域情報提供の基盤活用	地域情報(コミュニティ)	○ 地域に特化したコミュニティ放送やリクエストサービスによる情報提供が可能。	△ 共聴施設では再送信以外の情報提供ができないため、インターネットを活用したコミュニティ情報提供となる。	△ 共聴施設では再送信以外の情報提供ができないため、インターネットを活用したコミュニティ情報提供となる。
	行政情報	○ 様々な行政放送やリクエストサービスによる行政情報提供が可能。	△ 共聴施設では再送信以外の情報提供ができないため、インターネットを活用した行政情報提供となる。	△ 共聴施設では再送信以外の情報提供ができないため、インターネットを活用した行政情報提供となる。
	高齢者等の配慮	○ テレビによる情報提供のため、わかり易く操作が容易。	△ パソコンによる情報提供のため、操作の習熟が必要。	△ パソコンによる情報提供のため、操作の習熟が必要。
地域公共ネットワークとしての活用		○ CATV基盤の光ダークファイバを活用することにより、セキュリティが確保された地域公共ネットワークとして活用が可能。	△ 公衆回線を使用するため、セキュリティに問題がある。	△ 盗聴等セキュリティの配慮、対策が必要。また、環境条件により、回線速度、信頼性が変化。
建設コスト		△ ・事業形態により、自治体の建設コスト負担は異なるが、多額の設備投資(施設改修費含)が必要。 ・CATV事業者の誘致により建設費削減を図ることが可能。	○ ・既存施設の改修が主であり、自治体としてのコスト負担は抑えられる。 ・共聴施設の改修に対する支援を行う場合はコスト負担が生じる。	○ ・光ファイバによる伝送路及び無線基地の建設費用がかかる。 ・共聴施設の改修に対する支援を行う場合はコスト負担が生じる。
運用コスト		△ 事業形態により、自治体の運営コスト負担は異なるが、多額の運用コストが見込まれる。	○ ・ADSLインターネットサービスについては、民間事業者による事業展開のため、自治体としてのコスト負担はない。 ・共聴施設の運用は従来通り組合が行うが、維持費は従来程度の負担が必要であり、将来の設備改修に必要な積立費用などを考慮した利用料の設定が必要。	○ ・FWAインターネットサービスが民間事業者による事業展開の場合、自治体としてのコスト負担はない。 ・共聴施設の運用は従来通り組合が行い、維持費は従来程度の負担が必要であり、将来の設備改修に必要な積み立て費用などを考慮した利用料の設定が必要。

将来性	○ 将来にわたり広帯域を利用した多目的分野での基盤活用が可能である。	△ 将来にわたり地域情報提供など多目的分野での活用に限界がある。また、通信実効速度的にも限界がある。	△ 将来にわたり地域情報提供など多目的分野での活用に限界がある。また、通信実効速度的にも限界がある。
その他	技術的に確立されているため特に問題なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・共聴施設の改修・維持管理には、過疎化によりますます組合員の負担が大きくなる。 ・ADSL は、通信距離により実効速度が低下するため全域における通信サービスが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共聴施設の改修・維持管理には、過疎化によりますます組合員の負担が大きくなる。 ・FWA は、技術的に確立されているため特に問題なし。

5.2 CATV事業の検討課題

5.2.1 CATV 事業の特徴

○ 住民ニーズ

「放送」機能

- テレビ難視聴地域に対して良好なテレビ放送を提供できる。
- テレビ共聴施設維持管理が不要となる。
- 衛星放送を含む多チャンネルのテレビ放送が視聴可能となる。
- 自主制作番組により地域（行政）情報発信が可能となる。
- 高齢者等の情報弱者に対しても平等に地域情報の提供が可能となる。

「通信」機能

- ケーブルテレビの伝送路を利用して、高速インターネット接続が可能となる。
- IP 電話の利用が可能となる。

○ 行政ニーズ

- 住民への行政情報の迅速な提供できる。
- 行政の高度化・効率化が可能となる。
- 情報格差の是正が可能となる。
- 市町村合併による広域的なイントラネットの構築できる。
- ユビキタス社会への推進が可能となる。
- 地域コミュニティ・産業などの活性化の一翼を担うことができる。

5.2.2 東海地域におけるCATVの普及状況

現在の東海地域におけるCATVの普及状況は、総務省東海総合通信局の調査によれば、東海地域の平成18年3月末における自主放送を行う許可施設（97施設）のケーブルテレビ加入世帯数は平成17年3月末から17万世帯増加し、231万世帯となり、世帯普及率は42.6%となっています。

区 別	加入世帯数	世帯普及率
岐 阜 県	19.7 万世帯	27.8 %
静 岡 県	35.0 万世帯	25.7 %
愛 知 県	126.9 万世帯	47.4 %
三 重 県	49.8 万世帯	73.2 %
東 海 管 内	231.4 万世帯	42.6 %
全 国	1912.8 万世帯	38.0 %

5.2.3 CATV事業の検討課題

1 事業主体

CATV事業の事業主体は、次の5つの形態が考えられます。

条件不利地域である本市においては、民間事業者による民設民営方式は期待できない状況にあるものの、公設民営方式など行政が一定の役割を果たすことにより民間事業者の参入が可能となるものであり、建設や運営コストを抑える手法として有益であると考えられます。

① 公設公営方式

建設、運営ともに自治体が行います。

情報基盤整備に際し、住民向けネットワークに対しても、料金設定の裁量権

が行政にあり、一般的に民間より安価にサービス提供が可能です。

運用後においては、事業全般に裁量権があるので、サービス内容の充実、ハードの増設等は柔軟な対応が可能です。

一方、自前の情報基盤であるため、保守・修繕費用及び更新のための積立などが断続的に必要となり、また、ローテーション人事による一時的な番組の質の低下を招くなどの面に課題を残しています。

運営コストについては、運営費の不足分は一般会計より補てんすることとなるため、コスト意識は希薄になります。

② 公設民営方式

建設は行政が行い、運営は民間事業者が行うものです。行政が建設した施設を使って民間事業者がサービスを行うこととなります。

最近では、IRU 契約により、行政が民間事業者に伝送路を貸す手法が出始めているのが現状です。

第 3 セクター方式と同様に、多チャンネルやインターネットサービスなどの展開については運営の柔軟性が確保される他、運営に対するコスト意識が高い反面、行政的立場に立った公共性、公平性及びきめ細かなサービスの提供等が十分確保されにくい面があります。

③ 第3セクター方式

建設、運営とも第 3 セクターが行う方式であり、比較的規模の大きな市などで取組みがなされています。多チャンネルやインターネットサービスなどの展開については運営の柔軟性が確保される他、運営に対するコスト意識も高い反面、行政的立場に立った公共性、公平性及びきめ細かなサービスの提供等が十分確保されにくい面があります。

④ 公設公営一部委託方式

基本的には、公設公営方式と同じで、運営の柔軟性はある程度確保されますが、行政と事業者との役割分担を十分検討しておく必要があります。上手に委託の方策を検討していけば、ローテーション人事による一時的な番組の質の低

下も防ぐことが可能です。

運営コストについては、運営費の不足分は一般会計より補てんされますが、委託する内容によって、コスト意識は希薄にも高くもなります。

⑤ 民設民営方式

建設、運営とも民間事業者が行い、その施設を使って提供するサービスを行政が負担することになります。最近では、維持管理費のコストが軽減できること、民間が所有しているIT基盤を有効に使用できること、あるいは技術の陳腐化に対応しやすいなどのメリットがあるため、この方式をICTの分野に取り組もうとする動きが注目されています。

また、それぞれの方式におけるメリット・デメリットをまとめた表を次に示します。

CATV 事業主体の比較

区分	公設公営方式	公設公営一部 民間委託方式	第3セクター 方式	公設民営方式	民設民営方式
施設設置許可	自治体	自治体	第3セクター	民間事業者	民間事業者
運営コスト	加入者からの加入金・利用料を基本とし、不足分については一般会計より補てん	加入者からの加入金・利用料を基本とし、不足分については一般会計より補てん	加入者からの加入金・利用料を基本とし、行政からの情報提供料等にて対応	加入者からの加入金・利用料を基本とする	加入者からの加入金・利用料を基本とする
コスト意識	一般会計より補てんするので、コスト意識は希薄	委託する内容によって、コスト意識は希薄にも高くもなる	高い	高い	高い
サービス内容	行政が主体であるため、ある程度硬直的になる	委託する内容によって、柔軟な対応が可能	公共性、公平性、及びきめ細かなサービスの提供等が十分確保されにくい面がある	公共性、公平性、及びきめ細かなサービスの提供等が十分確保されにくい面がある	公共性、公平性、及びきめ細かなサービスの提供等が十分確保されにくい面がある
利用料金設定	行政主導	行政主導	民間主導	民間主導	民間主導

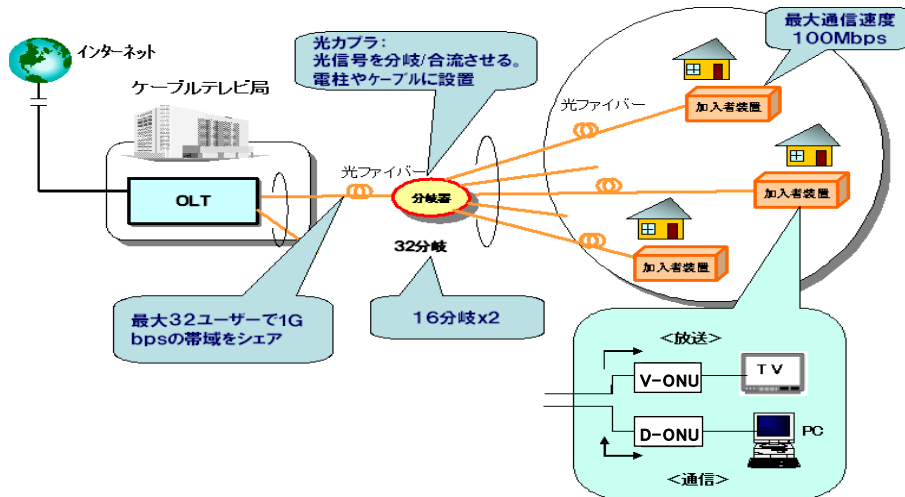
2 インフラ整備の手法

現在、CATVのインフラ整備手法としては、各世帯まですべてを光ファイバでつなぐFTTH方式と、基幹伝送路は光ファイバでつなぎ、接続ポイントから各世帯までを同軸ケーブルでつなぐHFC方式があります。

その概要は以下のとおりです。

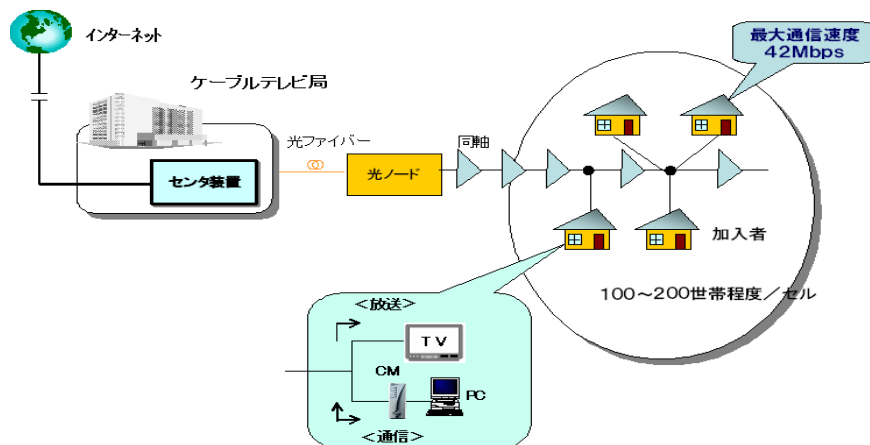
◆FTTH方式

センター施設から各家庭までの加入者線をつなぐアクセス網を光ファイバ化し、その光ファイバ網を一般家庭まで引き込み、超高速のネットワークサービスを実現すること。



◆HFC方式

光同軸ハイブリット方式と呼ばれるCATVの伝送方式。伝送路に光ファイバケーブル、分岐線に同軸ケーブルを使用する方式で、対象地域の各加入者に同軸ケーブルのネットワークで電気信号を分配します。



また、FTTH方式とHFC方式を比較すると次のとおりです。

CATVにおける「HFC方式」と「FTTH方式」の比較

方式	HFC方式	FTTH方式<PON方式>	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで主流であった方式 ・セクタ～光ノードまでは光ファイバ、光ノード～各加入者までは同軸ケーブルで伝送 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在主流になりつつある方式 ・セクタ～光ケーブル～各加入者まで光ファイバ ・放送と通信を別心(2心)または1心光波長多重で別系伝送 	
機能／性能	放送	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・CATV放送をTVで受信(多チャンネル受信:770MHz) ・チャンネル構成によってホームミルまたはSTBが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・CATV放送をTVで受信(多チャンネル受信:770MHz) ・チャンネル構成によってホームミルまたはSTBが必要
	IP電話	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内通信料無料、域外へのIP電話も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内通信料無料、域外へのIP電話も可能
	インターネット	<ul style="list-style-type: none"> △ 通信速度(最大):上り30Mbps、下り42Mbpsを光ノードあたりの加入者で共用(1世帯あたり数Mbps程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信速度(最大):上り1000Mbps、下り1000Mbpsを光ケーブルあたりの加入者で共用(1世帯あたり80～100Mbps)
	信頼性	<ul style="list-style-type: none"> △ 屋外の伝送路に同軸ケーブルやタップやコネクタなどの伝送機器が多数存在 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・屋外の伝送路に故障の原因となる機器がない ・光ケーブルはパッチャ部品 ・接続は融着による永久接続
	運用性	<ul style="list-style-type: none"> △ 屋外の伝送路に同軸ケーブルやタップなどの伝送機器のメンテナンスが必須 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外の伝送路にメンテナンスが必要な機器がない
コスト	レンタル	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・セクタ機器、宅内機器は標準的な製品があり、安価 ・伝送機器の個数が多い 	<ul style="list-style-type: none"> △ ・伝送路設備は安価になってきたものの、セクタ機器、宅内機器は現時点では割高だが下がる方向
	ランニング	<ul style="list-style-type: none"> △ ・伝送路上の同軸ケーブルへの給電が必須の為、電気代がかさむ ・送路の機器が多いためメンテナンス費用がかさむ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・伝送路上にメンテナンスを要する機器がない
引込工事	<ul style="list-style-type: none"> △ 加入者宅の壁貫通の穴あけが必要な場合がある(保安器から通信用と映像用の2本の同軸ケーブル配線) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細かい光ケーブル1本のみ。壁貫通工事が不要な場合が多い(換気扇、クーパ管などの隙間から配線が可能) 	
将来性	<ul style="list-style-type: none"> △ ・将来、FTTHへの以降には、伝送路の再工事、機器の大掛かりな変更が必要 ・ケーブルは10年程度で更新が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・長期にわたり、ニーズ変化などに対応できる ・将来対応として、IP統一伝送への移行も容易 	
その他メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・国内実績が多い ・標準的なシステムであり、運用、構築もできる業者も多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・雷害のリスクが非常に少ない ・伝送路での給電なし、雑音もない ・セクタ、サブセクタからの無線中継伝送距離が比較的長い 	
その他デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・同軸ケーブル、伝送機器、宅内機器に対する雷害のリスクがある ・光ノードあたりの加入者が多いため、流合雑音多くなる ・通信帯域の観点から、双方向サービスに一部制限 ・保守対象機器が多いため保守料がかかり、電気代がかさむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・波長多重方式では、通信の放送への影響を制御必要だが、総務省答申でガイドラインが出ており、2心方式では問題ない ・最近主流になりつつあるシステムのため、地元工事業者に対しての技術指導が必要 	
総合評価	△	○	

上記のとおり、コスト面においては、HFC方式が若干安価であるものの、機能面、将来性等総合的に判断した場合、FTTH方式が優位な結果となっています。

5.2.4 光ファイバによる情報通信網の整備

この地域における情報格差を是正するためには、市内全域での情報通信基盤網の整備が必要であり、地上デジタル放送の対応、インターネット環境の向上あるいは地域情報や行政情報を伝える手段として、CATV事業は有効な手段と考えられます。

CATV事業は、多額な建設コストに加え、毎年の運用コストの負担も大きいものの、それを上回る効果が期待できます。

このことから、市内全域に光ファイバによる双方向の超高速情報通信網を整備し、CATVあるいはインターネット事業を展開することを推進します。

なお、CATV等事業運営については、民間活力を積極的に活用するなど、効率性を追及し、将来にわたり安定した運営を目指すこととします。

5.3 情報システムの整備

5.3.1 地域情報化におけるアプリケーション

情報通信基盤整備による地域情報化は、ブロードバンド環境の向上や地上デジタル放送の対応など、情報格差の是正に対する当面の課題に添えることに加えて、保健、医療、福祉、文化、交通、防災等あらゆる公共サービスの分野での情報の提供について、住民生活の全般的な質の向上が期待されます。

提供可能なサービスには、テレビ放送による「放送系サービス」とデータ通信による「通信系サービス」の2種類があり、具体的なシステムであるアプリケーションの導入については、次の留意事項や住民ニーズ調査を踏まえ、検討、決定することとなります。

1 導入されるアプリケーションの留意事項

① 住民ニーズの高いサービスの選択

提供するアプリケーションを選択する場合は、住民ニーズ調査や関係機関からのヒアリング内容を十分検討した上で、地域の要望の高いサービスを中心に展開します。

② 提供するサービスの段階的な整備

提供するアプリケーションは、段階的に整備が可能であることから、投資効果や運営スタッフの要員計画も含め、計画的に整備する必要があります。

③ 地域の実態に合ったサービスの選択

アプリケーションの選択は、地域事情をよく考慮し行う必要があります。地域ごとに抱える事情は違い、高齢化率や難視聴地域等の地形的条件等を総合的に判断しサービスを選択する必要があります。

2 住民ニーズ調査において導入が期待されているアプリケーション

平成17年8月に実施された住民ニーズ調査の集計結果から、導入が期待されているアプリケーションの分野別順位は次のとおりです。

<保健・医療・福祉の分野>

- ① 病院の休日診療や救急医療に関する情報が入手でき、診察予約や医師照会ができる。
- ② 自宅で、血圧や心電図を測定し、市の健康福祉施設から保健指導を受けることができる。
- ③ 自宅と健康福祉施設との間で、遠隔介護サービスを受けることができる。
- ④ 予防接種や各種健康診断などに関する情報が入手できる。

<教育の分野>

- ① 各種の講習・研修会の情報が入手でき、参加予約ができる。
- ② 動画や音声などを利用し、自宅や外出先で学習できる。
- ③ 育児・教育などの問題について、保護者と学校の間で意見交換や議論ができる。
- ④ 図書館の蔵書の検索、予約ができる。
- ⑤ ホームページ上で学校行事での子ども達の様子を見ることができる。
- ⑥ 学校間でテレビ会議や授業ができる。

<産業・観光の分野>

- ① 市内の観光・レジャー・イベントに関する情報を入手できる。
- ② 地元商店街が提供する商品の情報を入手でき、購入できる。
- ③ 特産物・観光案内情報及び観光施設情報を地域内外に発信できる。
- ④ 地元商店街が、買物情報・イベント情報を地域内外に発信できる。

<住民生活・コミュニティ・防災の分野>

- ① 緊急時に、市役所や消防署から、災害状況・避難誘導・避難場所・道路情報などの緊急災害情報を受けることができる。
- ② テレビを良好な画質で、多くのチャンネルを視聴できる。
- ③ 市内であれば、無料で個々の通話・FAXができる。
- ④ 各家庭で、集落内の会合情報などを入手できる。

<行政・広報の分野>

- ① 自宅や各種公共施設、郵便局など身近な施設で、住民票や各種証明書などの申請手続きができる。
- ② 公共施設の情報や行政に関する情報を入手できる。
- ③ 議会の会期日程、議案、質疑などの情報を入手できる。
- ④ スポーツ施設、会議施設などの公共施設の空き状況の確認や予約ができる。
- ⑤ テレビ電話などにより、身近な公共施設（総合支所など）から、顔を見ながら住民が本庁職員と対話するなどができる。

5.3.2 情報システムの具体的な柱

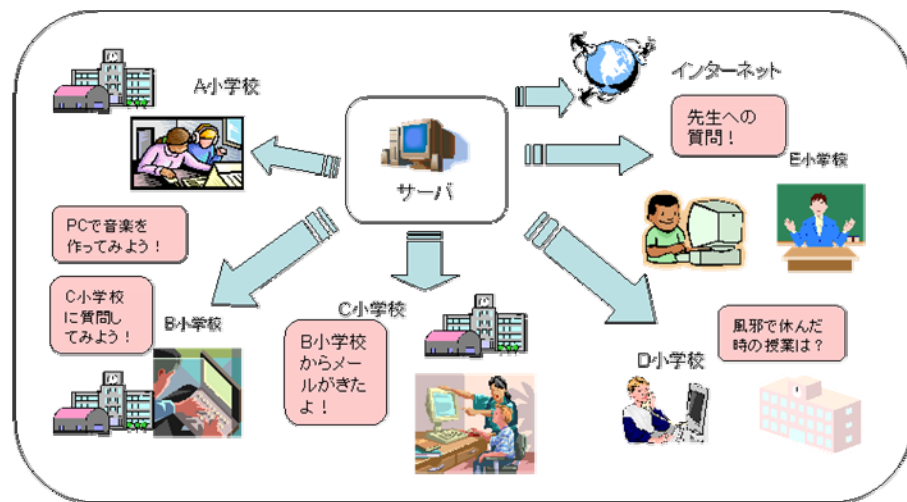
1 情報提供システム

自主放送システムなどの放送系サービスや地域公共ネットワーク、Webシステムの通信系サービスをツールとして、防災・医療・福祉・教育など様々な公共分野の積極的な情報の提供に加えて、市のホームページのコンテンツを効率的に運用・管理し、更新・配信する仕組みを実現する Web コンテンツ管理システムを導入して、地域の生活、経済、文化のポータルサイトとしての機能を充実させ、双方向のコミュニケーションを目指します。



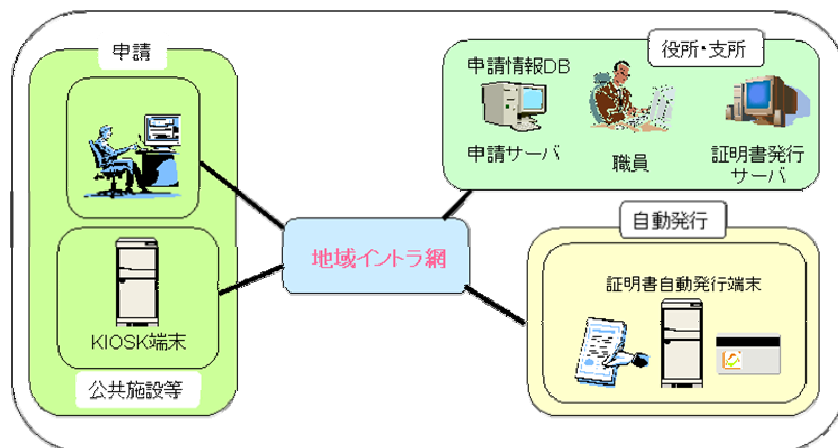
2 教育ネットワークシステム

将来を担う人材を育成するため、学校教育における情報リテラシーや個性豊かな能力の向上を目的に、地域公共ネットワークを活用して、教材の共有やテレビ会議システムによる研究発表などの実現に貢献する学校教育支援システムを整備します。



3 住民の利便性の向上

LANに代表されるようにネットワーク技術の高度利活用により、行政内部の事務事業の簡素・効率化を図り、ICカードを多目的に利用して、各種申請・届出等手続きの電子化、証明書を自動発行するなどにより、ワンストップサービスの実施を推進して、住民・企業に対する行政サービスを効率的にかつ高品質で情報提供が可能となる情報システムを整備します。



5.3.3 段階的に導入を検討する情報システム

今後、さらに新市まちづくり計画の7つの基本方針を基軸にした地域情報化施策を推進するために、段階的に導入を検討する情報システムについて示します。

○段階的に導入を検討する情報システム

【自然環境の保全と共生のまちづくりに寄与する情報システムの整備】

主要な施策	対応するシステム	機能・概要
環境を大切に する循環型 のまちづくり	環境情報提供システム	環境行政に関する情報や住民の環境活動に関する情報を整理・登録し、活用するシステム。
	環境管理システム	環境に関する情報（大気汚染、水質汚濁などと廃棄物処理・リサイクルの状況及び自然環境に関する各種規制・指標・調査結果など）を整理・登録するシステム。
快適な生活環境の 充実	粗大ゴミ戸別収集受付システム	利用者の情報や予約状況を管理するデータベースにより、利用者が指定した日時に利用者宅まで回収しに行くサービスの予約受付業務を行うシステム。
	不法投棄多発地点監視システム	ごみの不法投棄多発地点に監視カメラを設置することにより、センサーが不審者を感知すると、自動的にカメラが画像を撮影し、直ちに伝送するシステム。

【活力あふれる産業振興のまちづくりに寄与する情報システムの整備】

主要な施策	対応するシステム	機能・概要
商工業・観光の振興	産業情報ネットワークシステム	産業・観光関連の情報をネットワーク化し、CATV・インターネットを通じて市内外の人々に対し情報提供などを行い、地域産業の振興、交流支援、就業支援、まちづくりの推進、観光PRの充実を図るシステム。
農林業の振興	水土里情報利活用システム	農地や水利施設などに関する地図情報データベースを整備し、農業者などへ広く提供することにより、農村の振興などを目的とした多様な取組みの円滑な推進を図るシステム。
	グリーン・ツーリズム支援システム	農山漁村地域の有する自然、食材、伝統文化などをデータベース化し、交流や体験を行うグリーン・ツーリズムなどの都市農村交流活動を支援するシステム。

【潤いと快適の住環境をめざすまちづくりに寄与する情報システムの整備】

主要な施策	対応するシステム	機能・概要
個性的な都市空間の形成	都市整備システム	個性があり、秩序ある都市空間の形成を進めるためにGISなどを使った各種データベースシステム。
	まちづくり支援システム	まちづくり活動のため、地域ボランティアやNPOなどの活動団体が制作する映像コンテンツを、CATVやインターネットで放映するシステム。

【健康と安全・安心のまちづくりに寄与する情報システムの整備】

主要な施策	対応するシステム	機能・概要
生涯にわたる健康づくりの推進	健康づくり支援システム	保健センターに蓄積された情報をもとに、保健師がTV会議機能やバイタルセンサー機能（血圧・体温など自動計）のある光ファイバ網で接続されたネットワーク端末を利用して、健康相談や適切な指導を行うシステム。
	遠隔医療システム	在宅患者宅と病院を情報通信で結んで、テレビ電話による画像を通して主治医による定期的な医療相談などを行うシステム。
住民の手による福祉のまちづくりの推進	福祉ボランティア情報システム	インターネットを利用して、福祉施設の案内や福祉制度、ボランティア募集・参加に関する情報を提供するシステム。
防災で安心して生活できる環境づくり	消防支援情報システム	効果的な消防活動を行うため、活動上必要とする情報を消防車両などに提供するシステム。
	防災システム	地図データベースなどを用いて、災害が発生する可能性がある地域の情報収集・提供、また災害発生後の安否確認などを行うためのシステム。

【個性を磨く教育・文化のまちづくりに寄与する情報システムの整備】

主要な施策	対応するシステム	機能・概要
地域に根ざした個性ある文化の創造	生涯学習支援システム	生涯学習講座やサークル活動について、CATVやインターネットを通じて、自宅や他の公共施設からの遠隔受講や参加を可能とし、また、ビデオオンデマンドによる学習プログラムを提供するシステム。
	デジタルミュージアムシステム	市内に残る文化遺産、遺跡などをデジタル映像化しインターネット上で公開するシステム。

	高度図書館情報システム	図書館サービスの利便性の更なる向上を図るため、Webからの蔵書検索に加えて、他の図書館と連携、図書の予約申込みができるシステム。
--	-------------	--

【住民参加と協働のまちづくりに寄与する情報システムの整備】

主要な施策	対応するシステム	機能・概要
開かれた市政の推進をささえる情報化	公共施設予約システム	公共施設の案内情報や空き状況などをインターネットを活用して提供するとともに、施設の予約申込みをインターネットにより行うシステム。
	電子情報公開システム	住民への情報公開を図るため、行政文書の目録一覧の公開～開示請求～開示決定といった一連の手続きを電子化するシステム。
	電子相談システム	住民からの各種相談・意見・苦情など、インターネットを通して受け付け、回答をするためのシステム。
	電子投票システム	選挙における投・開票事務を電子化し、開票事務の迅速化、疑問票・無効票を減少させることによる正確な民意の反映を図るシステム。
	公共下水道供用開始区域情報提供システム	現在、供用開始区域の情報提供は、年1回の告示により行っているが、手書きの色塗り地図で、常に情報提供できる状況になっていないため、常時情報提供が可能とするシステム。下水道台帳システムと連動する。
	行政評価システム	事務事業レベルでの評価を行うシステム。主要事業、実績報告、予算要求調書、決算資料などをリンクさせたシステム。
	火葬予約システム	パソコン・携帯電話・一般電話から斎場・火葬炉・待合室などの予約や空き状況照会を24時間いつでも自動的に受け付けるシステム。

	地方税電子申告システム	申告書を持参・郵送しなくても、自宅・オフィスなどからインターネットで申告が可能となる。税額の計算から申告書の作成、提出に至るまでの申告手続き全般にわたるシステム。
--	-------------	---

【健全な行財政運営をめざすまちづくりに寄与する情報システムの整備】

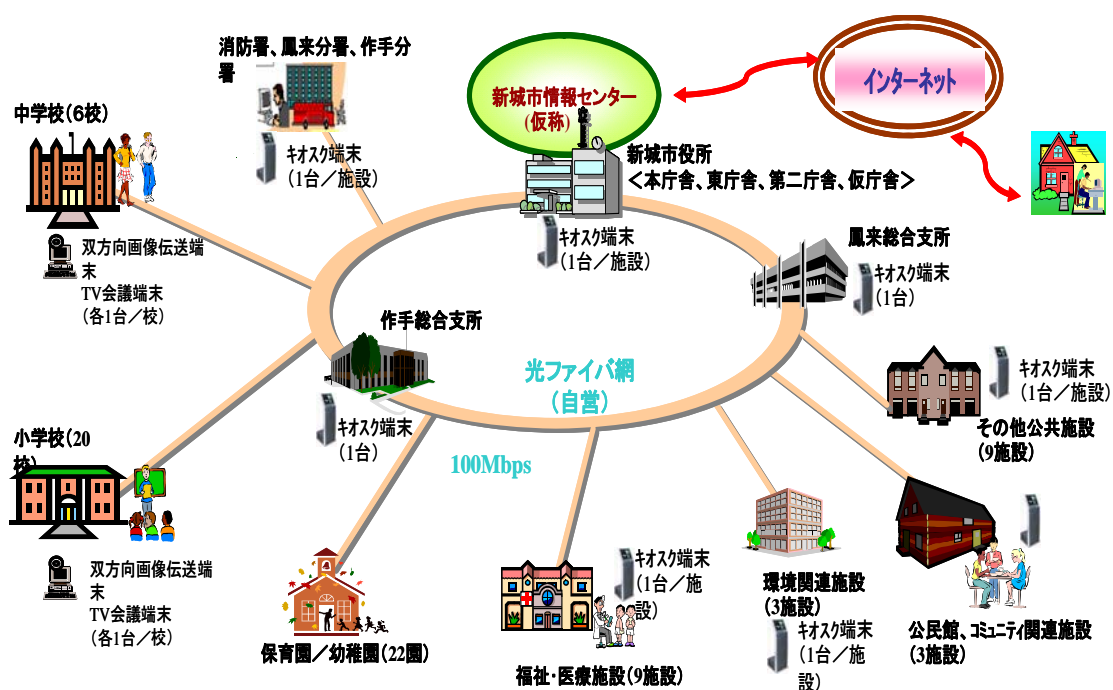
主要な施策	対応するシステム	機能・概要
効率的な行財政運営の推進	文書管理システム	文書の発生から流通、保存、廃棄に至る文書のサイクル全般をコンピュータシステム化するものである。決裁文書をはじめとした庁内で作成されるさまざまな文書を全庁で検索可能とするシステム。
	勤務管理システム	職員の出勤・退勤等の勤務状況の管理を行うシステム。
	行政コスト計算システム	行政サービスに伴うコストの「発生」と「負担」の関係を計算することにより、行政サービスが住民負担の範囲内のコストで収まっているか否かという財政上の健全性を把握するシステム。
	外国人登録システム	受付窓口事務の効率化、確認の基準日・在留期間・交付予定期日管理、登録者へのサービス向上、世帯管理の充実を図るシステム。
	設計・契約管理システム	設計・契約業務を統一的に管理して、いつでも必要書類の印字ができ、電子入札・調達システムと連動ができるシステム。
	電子カルテシステム	従来からの紙に記載するカルテに代わって、コンピュータの記憶装置に残すように設計されたデジタルカルテで、患者のデータを共有するシステム。

病診連携システム	病院と連携医療機関の円滑な連携を支援するネットワークシステムで、業務の効率化と連携医療機関との関係性の向上を支援するシステム。
オーダリングシステム	紙に手書きしていた伝票や処方箋内容をコンピュータに入力することによって、薬局での処方箋処理から医事会計までを電子化したシステム。
電子レセプトシステム	診療報酬の請求を電子媒体に収録した「電子レセプト」で提出を行うシステム。
公共料金自動検針システム	CATV の双方向機能を利用して、山間地の多い地区など検針員の対応が困難な世帯などに取り付けた流量電子メーターの値を、センターコンピュータにより定時又はリアルタイムに読み取り、請求書の発行・料金の収納業務を行うシステム。
土地管理境界査定システム	境界査定、基準点管理に、連動して土地の境界データを一元管理するシステム。
高度水道遠方監視システム	CATV網を利用し、市内の水道施設などを遠方監視システムにより監視、水位、流量、残留塩素について、桜淵浄水場に設置してある中央監視装置に情報が集まり、その状況が瞬時に把握でき、異常があれば即時対応するシステム。
高度下水道台帳システム	住宅地図情報を利用し、接続データ、各管路経路データなど、レイヤーを段階的に増やした高度な台帳システム。
滞納管理システム（滞納モバイルシステムを含む）	モバイル機（携帯端末機）の導入により、携帯資料のペーパーレス化に資することができ、正確で円滑な訪問徴収業務を行う。電子住宅地図システムとの連動を行うことで、訪問徴収業務を効率よく迅速に行うシステム。

	マルチペイメントシステム	インターネットなどから金銭納入をマルチペイメントネットワークを利用して収納することにより、住民の利便性と業務コストの削減が可能となるシステム。
--	--------------	---

5.4 情報拠点整備

支所、学校、コミュニティ施設等、81箇所の公共施設を情報拠点として整備し、ネットワーク化することにより、行政サービスの提供の場、行政情報・地域情報等様々な情報の共有の場、あるいは地域コミュニティの活動の場とし、過疎化、高齢化が進むこの地域において、距離等による制約の解消につながることを期待されます。



情報拠点候補施設一覧(81箇所)		
新城市役所本庁舎	川合保育園	八名中学校
新城市役所東庁舎	幼児センター作手保育園	鳳来中学校
新城市役所第二庁舎	新城幼稚園	作手中学校
新城市役所仮庁舎	八名幼稚園	清掃センター
鳳来総合支所	新城小学校	しんしろ斎苑
作手総合支所	千郷小学校	クリーンセンター
新城市消防署	東郷西小学校	養護老人ホーム寿楽荘
新城市消防署鳳来分署	東郷東小学校	しんしろ福祉会館
新城市消防署作手出張所	舟着小学校	おおぞら園
中央保育園	八名小学校	作手高齢者生活福祉センター虹の郷
城北保育園	庭野小学校	新城保健センター
千郷東保育園	鳳来中部小学校	鳳来保健センター
千郷中保育園	鳳来寺小学校	作手保健センター
千郷西保育園	鳳来西小学校	新城市民病院
東郷東保育園	海老小学校	作手診療所
東郷中保育園	連谷小学校	新城地域文化広場(新城文化会館)
東郷西保育園	山吉田小学校	鳳来地域間交流施設(旧七郷一色小学校)
東部保育園	黄柳野小学校	鳳来開発センター
宇利保育園	東陽小学校	設楽原歴史資料館
吉川保育園	鳳来東小学校	鳳来寺山自然科学博物館
長篠保育園	菅守小学校	長篠城址史跡保存館
鳳来保育園	開成小学校	作手歴史民俗資料館
鳳来西保育園	巴小学校	新城市民体育館
海老保育園	協和小学校	作手B&G海洋センター
山吉田保育園	新城中学校	つくで手作り村
大野保育園	千郷中学校	勤労青少年ホーム
能登瀬保育園	東郷中学校	新城まちなみ情報センター

5.5 各種補助事業及び各種支援制度の整理

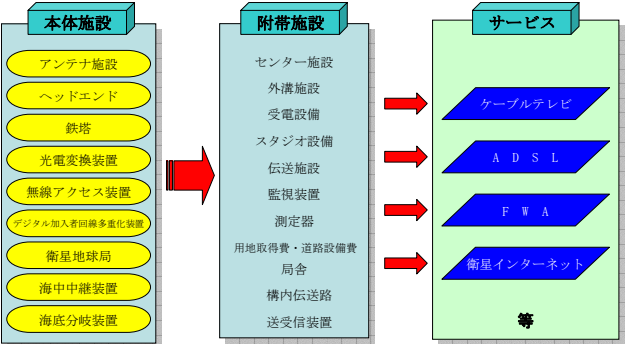
本市において、自主財源により情報通信基盤の建設費用を賄うことは財政負担が大きいことから、償還費用の負担を少しでも軽減するために、有利な国の助成制度を活用する必要があります。

平成 18 年度から加入者系における助成制度は、総務省の一部の補助制度が交付金となり、農林水産省と同じ形態になります。また、交付金等に合わせて、地方債を充当することも可能であることから、広く検討していくことが必要です。なお、総務省には、行政の情報化を支援する地域イントラネット基盤整備事業もあります。

以下に情報通信基盤整備に係る助成制度を示します。

(1) 総務省事業

1) 加入者系の交付金事業について

名 称	地域情報通信基盤整備推進交付金
概 要	サービスの種別による事業の区分を廃し、ケーブルテレビ、ADSL、FWA 等地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的な ICT 基盤整備を推進する。
事業実施主体	①過疎、離島*、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに該当する市町村（*離島には、奄美、小笠原、を含む。） ②上記①を含む合併市町村又は連携主体（合併年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。） ③第3セクター法人
対 象 設 備	◇本体設備 （アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局、海中中継装置、海底分岐装置など） ◇付帯設備 （センター施設、外溝施設、受電設備、電源設備、スタジオ施設、伝送設備、監視装置、測定器、用地取得費・道路設備費、局舎、構内伝送路、送受信装置など）
交 付 率	①②…1/3 ③ …1/4
イメーヂ図	 <p>出所) 総務省資料 ▶ 地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進</p>

2) 地域公共ネットワーク整備の推進

事業名	地域イントラネット基盤施設整備事業
概要	地域の教育、行政等の高度化を図るため、公共施設等を結ぶ高速・超高速 LAN(地域イントラネット)整備に対する補助
事業実施主体	①都道府県 ②市町村 ③第3セクター ④複数の地方公共団体の連携主体
対象設備	・センター設備（構内伝送路、送受信装置、映像ライブラリー装置、用地等） ・伝送路 ・双方向画像伝送装置 ・センター局舎
補助率	① 都道府県、市町村単独の場合、及び都道府県・政令市・中核市から成る連携主体の場合…1/3 ② ①以外の連携主体の場合、合併市町村（ただし、合併年度及びこれに続く一カ年度に限る。）、及び沖縄県、沖縄県内の市町村の場合…1/2 ③ 第3セクターの場合…1/4
地方財政措置	①一般単独事業債 ②過疎債 ③辺地債
イメージ図	<p>出所) 地域情報通信振興関連施策</p>

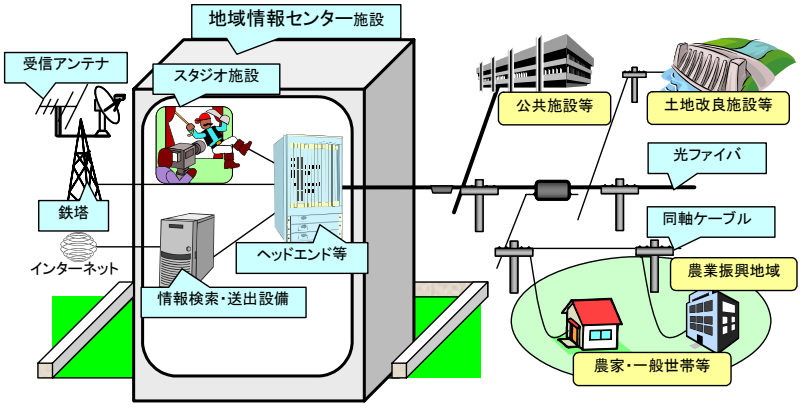
3) 起債事業

事業名	地域活性化事業債	財源対策債
概要 (主な条件等)	<p>地方情報通信基盤整備事業計画の策定を行う。</p> <p><対象事業></p> <p>①地方単独事業により整備されるもの</p> <p>1) 公共施設等を接続するネットワークの整備</p> <p>2) 条件不利地域における加入者系光ファイバ網の整備</p> <p>3) 行政情報の提供等を目的とするケーブルテレビの整備</p> <p>4) ソフトウェア団地、SOHO等の立地促進のための情報インフラの整備</p> <p>5) 地域衛星通信ネットワーク整備構想に基づく地球局等の整備</p> <p>6) デジタル・ミュージアム構想の推進に資するシステムの整備</p> <p>7) 地域情報拠点施設の整備</p> <p>8) その他、本事業の目的を達成するために特に必要と認められる施設等の整備</p> <p>②国庫補助事業により整備される</p> <p>上記①の 1)~3)及び 7)の補助裏に充当</p>	<p>地域格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するための地域公共ネットワークの整備等、特に推進すべき事業に地域活性化事業債に加えて充当される。</p>
支援措置	<p>充当率： 75%</p> <p>交付税措置： 30%</p>	<p>充当率： 15%</p> <p>交付税措置： 50%</p>

事業名	過疎対策事業債	辺地対策事業債
概要 (主な条件等)	補助事業の補助裏に充当可	補助事業の補助裏に充当可
支援措置	<p>充当率： 100%</p> <p>交付税措置： 70%</p>	<p>充当率： 100%</p> <p>交付税措置： 80%</p>

事業名	合併特例債
概要 (主な条件等)	合併市町村が市町村建設計画に基づく特に必要な事業又は市町村振興のための基金造成に要する経費で、市町村合併の地方財政措置の拡充通知に基づくもの
支援措置	充 当 率： 95% 交付税措置： 70%

(2) 農林水産省の交付金について

名 称	元気な地域づくり交付金
概 要	地方公共団体、農業関係機関等公共機関の情報通信ネットワークを構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速・大容量及び双方向通信等を可能とするケーブルテレビの整備に対する交付金
事業実施主体	①都道府県 ②市町村 ③一部事務組合 ④農業協同組合 等
対 象 地 域	原則として農業振興地域
対 象 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・高速インターネットシステム ・CATV ・情報センター（受発信装置、サーバ・コンピュータ等） ・公的施設を結ぶ伝送路設備（伝送路、変換器等） ・土地改良施設等管理情報機器 ・土地改良施設等の遠隔監視システム 等
交 付 率	1/3 相当
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・高速インターネットサービスの提供が行われること。 ・整備区域内において、他の事業主体による高速インターネットサービスが行われていない区域を有すること。
イメージ図	 <p>The diagram illustrates a 'Regional Information Center Facility' (地域情報センター施設) which includes an 'Antenna' (受信アンテナ), 'Studio Facility' (スタジオ施設), 'Tower' (鉄塔), 'Headend' (ヘッドエンド等), and 'Information Search/Output Equipment' (情報検索・送出設備). It is connected to 'Internet' (インターネット) and 'Public Facilities' (公共施設等). The facility also provides services to 'Land Reclamation' (土地改良施設等), 'Fiber Optics' (光ファイバ), and 'Coaxial Cables' (同軸ケーブル) within an 'Agricultural Revitalization Area' (農業振興地域), serving 'Farmers and General Households' (農家・一般世帯等).</p> <p>出所) 農林水産省資料</p>

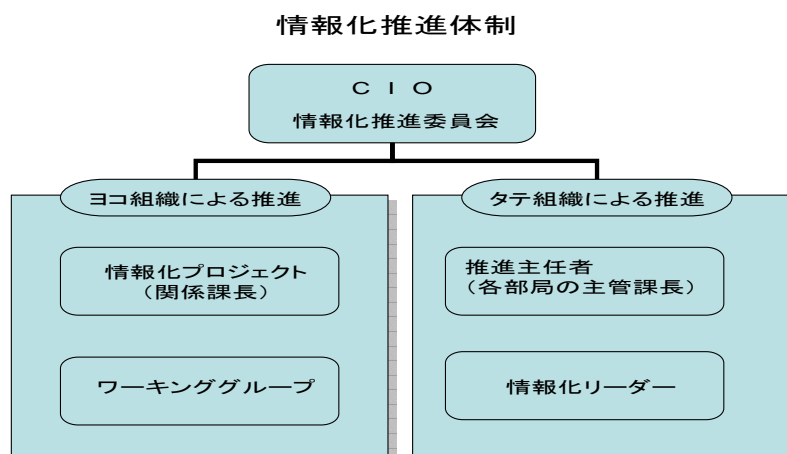
6.1 情報化計画推進体制の確立

行政情報化あるいは地域情報化について、組織的に推進するためには、強いリーダーシップが発揮できる庁内の推進体制が必要となります。また、ICT化が進展するに伴い、セキュリティ強化の必要性や高度なICT対応機能の向上が求められるため、当該機能を担当する組織についても充実する必要があります。

6.1.1 行政情報化推進体制

行政情報化は、各部署における様々な業務の情報化が必要であり、単に情報推進担当課だけでの対応では難しく、各部署が主体的になった取組みが必要です。したがって、全庁的に管理する横断的な推進体制の構築が必要であることから、市長あるいは助役などたるべき役職者がCIO（Chief Information Officer 情報化統括責任者）となり、CIOを委員長とする情報化推進委員会を設置し、強力なリーダーシップの下、スピーディーな施策づくりを進める必要があります。

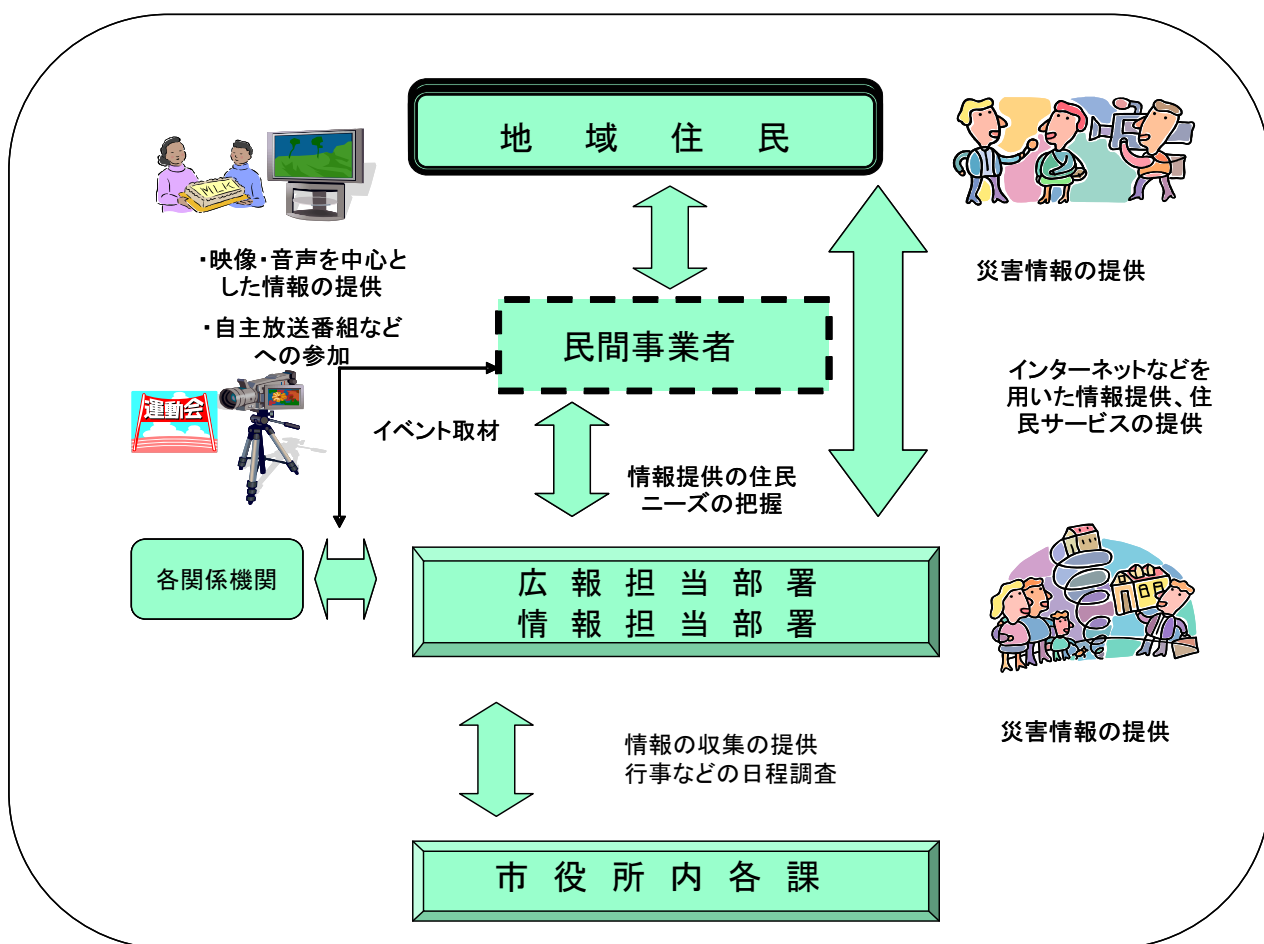
また、この委員会のもと、情報化プロジェクト、ワーキンググループからなる研究・調査グループとそれをサポートする情報化推進事務局から構成された組織体制の充実も必要です。



6.1.2 地域情報化推進体制

行政機関相互の連携に加え、NPOや地域の各種団体などとの連携も積極的に図りながら、地域全体の情報化の推進に取り組んでいく必要があります。行政・地域住民・学識経験者・民間企業等から組織する委員会の設置についても検討していくことが望ましいと考えられます。

また、加入者系については、民間事業者により展開することとした場合、例えば自主放送番組などを用いて住民への情報提供を図るため広報の専門部署を設け、民間事業者との連携、行政内部の調整、関係機関との連携を図る必要があります。



6.2 情報システムの管理運営体制

情報システムを運営していくことは、上下水道や電気と同じように半永久的にサービス提供をしていくことになるうえ、今後は、地域住民に対して上下水道や電気以上に、多種多様で価値のあるサービスを提供していくことです。そのためにも運営は万全の体制で取り組むべきであり、担当部署だけでなく職員全員を含めた行政全体がICT推進の必要性、重要性を理解し、適正な体制整備を行う必要があります。

また、「システム運用管理（オペレーションなど）」や「ネットワーク保守（障害や不正アクセスの監視と迅速な対処）」など、各種情報システムや地域公共ネットワークの運用については、専門的なノウハウが必要であり、職員の運用管理負担の軽減と外部の専門技術ノウハウの活用を図るため、「外部委託（アウトソーシング）」を推進していくことが重要です。

6.3 情報化推進に向けた留意点

当地域における地域情報化施策の振興方策、情報通信基盤の検討をしてきましたが、行政を取り巻く環境や情報システムを取り巻く技術動向、コスト面等、不透明な要因が多いのも事実です。これらの問題点は地域住民も含め情報化の議論を進めていくなかで、継続して検討を図っていく必要があり、今後の課題として以下に列記します。

① サービスの広域展開

アプリケーションサービスの展開については、近隣市町村と広域展開を図ることが効率的なサービスと市単独で取り組まざるをえないサービスとがあります。各提供サービスの必要性を踏まえたうえで広域展開と単独展開を見極めるとともに、運営費の軽減という見地からも広域展開を前向きに検討していく必要があります。

② サービスの段階的整備

情報システムにより提供できるアプリケーションサービスは多様なものがあり、当初からの過剰なサービス提供は、運営の支障になりかねません。また、提供するアプリケーションサービスのメニュー及びそれによって提供されるコンテンツにより、地域住民の受ける利益、利便性の向上の程度は大きく影響を受けることとなります。行政として取り組むべきサービスかどうか、技術動向、コスト面及びスタッフの体制等を総合的に判断し、住民ニーズの高い『気象情報（災害情報など）』や『役所、学校その他各種団体の情報』、及び『成人病・老人病などの予防医学情報や育児・健康・保険・福祉情報』等を優先的に取り組む必要があります。

③ 人材の育成

情報システムをより多くの住民に利用してもらうためには、提供する情報の内容を充実させるだけでなく、継続的な更新が必要となります。また、システムが常に正常に稼働するための日常的なメンテナンスも必要になるだけでなく、地域住民全体が、常に情報化に関心を持ち続ける組織、体制づくりを地域が一体となった人材の育成が必要です。

④ 人権・プライバシーの保護等

本計画のサービスには、保険・医療・福祉システムのデータベース構築などに代表されるように、人権や個人プライバシーにかかわる情報を扱うサービスが多くあります。このため、基本的人権を尊重するためにも、個人を侵害するような情報収集、分析、提供を行わないことはもちろんのこと、これらの個人情報の漏洩や、第三者による不正利用については、十分に留意し運用にあたる必要があります。

⑤ 受益者負担の軽減

CATVを整備した場合は、受益者に相応の負担が生じることとなりますが、行政からのお知らせ、防災情報の提供など、公的な要素が多く含まれるため、住民への情報の周知徹底の観点からも、少しでも加入者を得られるよう、CATV事業者と協議しながら、加入しやすい環境を整備していく必要があります。

⑥ 高齢者等への対応

住民ニーズ調査結果からパソコン保有の有無を調べると、65.3%の家庭で保有していることがわかります。しかし、高齢化社会が進んでいる本市では、今後高齢者等が情報化の恩恵から取り残されてしまいます。広く公平に情報提供をする必要性から、高齢者を対象としたIT講習会や情報弱者が見るためのホームページ作成の支援を展開していく必要があります。

⑦ 情報セキュリティへの取組み

住民が安心して情報通信技術社会の恩恵を享受できるようにするためには、情報資産の保全を目的とした情報セキュリティへの取組みが重要です。この取組みを組織的に行うための基本方針である情報セキュリティポリシーを継続的に運用していくとともに、行政機関の資産であると同時に住民の資産でもある市の情報データベースを不正やトラブルによる情報の漏えい、改ざん、消失等の情報リスクから守る取組みを行っていく必要があります。

また、今後の情報通信技術社会で安心して住民が利用できるためのセキュリティ人材の育成を併せて行っていく必要があります。

第7章 実現に向けた行動計画

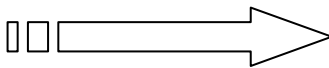
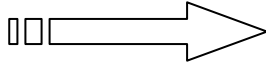
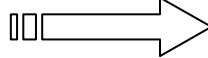
具体的な行動計画は、基盤整備、アプリケーション整備、推進体制整備など、それぞれの分野について、段階的に検討を進めます。

第1段階として、情報通信基盤の整備としての情報プラットフォームの整備であり、第2段階として、情報プラットフォームを活用して展開するアプリケーションサービスの展開、第3段階として、行政の効率化を図るための電子化を並行して実施していくこととします。

7.1 情報通信基盤の整備

計画期間の初期において、情報格差（デジタル・ディバイド）是正のため、光ファイバによる超高速情報通信網を整備し、CATV事業を展開します。このことにより、ブロードバンド環境の向上や地上デジタル放送の対応を図るとともに、地域公共ネットワークの基盤として活用することにより、各施設から住民が情報を入手する「ワンストップサービス」を提供することができます。

また、課題のひとつである携帯電話不通エリアを解消するため、民間事業者と連携し、整備された情報通信網を一部活用することにより、対策を講じます。

事業名	H19	H20	H21	H22	H23
光ファイバによる情報通信網の構築					
地域公共ネットワークの構築					
携帯電話不通エリアの解消基盤構築					

7.2 情報基盤を活用したアプリケーションサービス

新市まちづくり計画の基本方針の実現を図るため、基本目標として次の項目に取り組みます。

① 「住民サービスの向上」

住民サービスに関連する業務の情報システム化を推進することにより、行政への各種手続きの一元化や多様なサービスの統合化など、住民の利便性とサービス内容の向上を目指すとともに、住民への様々な市政情報の提供と住民からの意見収集を行い、まちづくりへの住民参加の促進を図ります。

② 「行政業務の高度化・効率化」

情報化を推進する職員の育成、情報システムの統合化とネットワーク化を支える情報通信基盤の拡充、情報の適正な取り扱いと情報システムの信頼性を維持する管理運営体制の改善など、行政業務の高度化を図ります。

また、多様で質の高い住民サービスを実現するため、行政情報化の推進により組織内における情報の相互利用と円滑な意志疎通を図り、効率的な事務事業と職員の政策形成能力に支えられた総合的な行政の情報化を目指し、行政業務の効率化を図ります。

③ 「活力ある地域社会の構築」

地域の情報化に向け、行政と住民と企業の適切な役割分担のもと、情報通信基盤・情報環境の整備や促進を図り、住民の情報リテラシーの向上と生涯学習活動・コミュニティ活動などの住民活動に関する情報提供・環境や防災の住民生活の安全に関する情報提供を推進することにより、地域内・地域間での多様で活発な情報交流を充実させ、住民生活の利便性の向上、活力ある地域社会の構築を目指します。

事業名	H19	H20	H21	H22	H23
情報提供システム					
教育ネットワークシステム					
文書管理システム		(庁舎建設と併せて検討)			
新庁舎のインテリジェント化		(庁舎建設と併せて検討)			

7.3 情報推進体制の整備

高度情報通信技術やコンピュータ技術を積極的に取り入れ、利活用するために、情報ネットワーク時代の視点から将来にふさわしい全庁的推進体制を整備します。

事業名	H19	H20	H21	H22	H23
行政情報化推進体制					
地域情報化推進体制					

資料編

- ・用語集

用 語 集

【ア行～ワ行】		説 明
【ア】	あいちITアクションプラン	国が示す方針を踏まえつつ、「新世紀へ飛躍～愛知2010計画(平成10年3月)」を上位計画としたIT推進のためのアクションプランとして策定された。
	アウトソーシング	コストなどの削減のため業務を一部外部委託することである。
	アウトソーシング	一般的には企業活動で必要となる機能の一部を企業の外部で実現することを指し、日本語としては「外注」「外部委託」「戦略的提携」「分社化」など、さまざまな形があり得る。インターネットの普及によって高機能な通信サービスが利用可能になったことと、コスト削減の圧力が高まったことなどにより、ますます重要性が高まっている。
	アナログ回線	アナログとは、数値を連続的な量で表すことを意味し、対してデジタルは、数や量の表示を数字を用いて表すことを意味する。「アナログ回線」とは、通信情報を「0」「1」のような符号化をしないで伝達する回線のことを指し、デジタル回線は符号化をして通信する回線を指す。
	アプリケーション	ワープロや表計算、データベース、グラフィックス、ゲームなど、ユーザーが目的に応じて使うソフトの総称。「応用ソフト」と訳されることもある。
【イ】	インターネット	世界各国のネットワークを接続する最大のコンピュータ・ネットワークのこと。これによって世界中の人と電子メールの交流が可能になっている。
	イントラネット	インターネットの技術を活用した低コストで構築が可能な内部情報システムである。インターネット技術を企業内などの情報システムに取り入れ、情報共有や業務支援に活用される。→地域イントラネット
	インフラ	インフラストラクチャーの略。社会・経済などの発展の基盤となるもの。道路・鉄道・通信・電気などをさす。情報化では、システムの基本となるターミナル、サーバ、回線などを総称したものである。
【エ】	映像ライブラリー	会員制の電子図書館である。新聞・雑誌・映像など、この世界のあらゆる情報を閲覧できる場所を指す。
	霞ヶ関WAN	国の全省庁が1つのコンピュータ・ネットワークで接続されているLANのことで、平成9年1月に運用を開始している。
	エントランス回線	基地局と交換局を結ぶ回線のこと。

用語集

【ア行～ワ行】		説 明
【オ】	オンデマンド	ユーザの要求があった時にサービスを提供する方式。1990年代中頃に、ケーブルテレビ網や光ファイバー網にコンピュータシステムを組み合わせ、個々のユーザの要求に合わせて、見たいときに見たい映画を放送する「ビデオオンデマンド」(VOD: Video On Demand)システムが注目され、「オンデマンド」という言葉も広まった。その後、インターネットの普及・発展に伴い、旧来のテレビなどの「お仕着せ」のメディアに対する優位点として、インターネット上のサービスのオンデマンド性がもてはやされ、一つのキーワードとなっている。
【カ】	加入者系ネットワーク	電気通信事業者等の局舎と加入者宅の間をつなぐ光ファイバ網を指す。
	カプラ	センターからの光ファイバの途中に、複数の加入者宅へ引き込むための分岐装置(光スプリッタ)である。
【キ】	キオスク端末	街頭や各種施設などに設置するマルチメディア公衆端末のことである。
	ギャップファイラー	ギャップファイラーとは、電波の届きにくい地域や場所の受信特性を改善する装置のこと。送信所からの電波が高い建物などにさえぎられると、その陰となる地域には電波が届きにくくなり、電波の弱い地域(隙間:ギャップ)が出来る。そのような“ギャップ”に向かって電波を再送信することによって、“すき間”を埋める装置がギャップファイラーである。
	狭帯域伝送システム	テレビ放送の難視聴解消のため設置しているNHK共同受信施設などの小規模なテレビ共同受信設備の多くは、同軸ケーブル(銅線)を使用した狭帯域伝送システムである。このため、雷などの障害を受けやすく、またUHF帯を用いる地上デジタル放送をそのまま伝送できないという課題がある。
	共同受信施設	山間部や、ビルなどの建物の影響でテレビ受信状態が悪い地域で、受信可能な場所にアンテナを立て、同軸ケーブルにて各家庭に電波を分配する施設である。共聴施設などの呼び方もある。
【ク】	グループウェア	共通の目的を持ったグループの作業を支援するLAN環境の基盤的なソフトウェア(または、そのソフトウェアを含むシステムの総称)。システム例は、庁内メール、電子掲示板、電子会議室、スケジュール管理、施設予約、共用文書管理をはじめ、非常に多岐にわたる。
	グリーン・ツーリズム	「農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅」のことである。長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパ諸国で普及した旅のスタイルで、日本でも最近“新しい旅のカタチ”として関心を集め、ひとつの場所に長く滞在し、様々な田舎暮らし体験をする。当然、単なる観光旅行とは異なり、手に入れる感動もより深く、大きなものになる。

用 語 集

【ア行～ワ行】		説 明
【コ】	公的個人認証サービス	行政手続のオンライン化に必要な、ネット社会の課題(成りすまし、改ざん、送信否認など)を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する、電子政府・電子自治体の基盤で、従来、窓口に出向く必要があった行政手続が、家庭や職場からインターネットで可能となるものである。
	高度情報通信ネットワーク	大規模災害等の非常事態において、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するためには、情報の収集・伝達が必要不可欠である。そこで、総務省では、e-Japan重点計画-2002等を踏まえ、情報通信技術の急速な進展に対応して、高度な消防防災分野の情報通信ネットワークシステムの構築し、地上系無線網、衛星系通信網の更なる整備促進を行うとともに、音声及びファクシミリ中心の情報伝達のみならず、多様なアプリケーションに対応するべく、これら関係無線のデジタル化をはじめとした高度化・高機能化を推進されている。
	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)	高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とした法律である。
	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)	情報通信技術(IT)の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」が設置された。
	コミュニケーション	意志や情報の伝達を指す。
	コミュニティ	地域性と共同性の2つの要件を中心に構成され、住民としての自主性と責任を自覚した個人および家族を構成主体として、各種の共通目標を保った相互に信頼感のある社会である。
	コンテンツ	情報サービスの総称として使用。内容、中身を指す言葉。パソコン分野では、特に静止画や動画を交えて作成されたマルチメディアアプリケーションやCD-ROMタイトル、Webページの内容を指す場合に使用されている。
	コンピュータウイルス(対策)	コンピュータのソフトウェアなどに侵入してプログラムやデータを破壊するプログラムの一種。感染への予防処置として、ウイルスを発見・駆除するソフトウェアの導入を行い、他の者や外部から入手したプログラムなどの使用前には必ずチェックを行うことが重要である。

用 語 集

【ア行～ワ行】		説 明
【サ】	サーバ	ネットワークを通じて他のコンピュータから要求を受け、それを処理するコンピュータやプログラムをいう。通信処理を行うコミュニケーションサーバやデータベースを管理するデータベースサーバ、大容量のファイルを管理するファイルサーバなどがある。
	再送信	CATV局がアンテナにてテレビ局の電波を受信し、ケーブルにて送信することである。
【シ】	住民基本台帳ネットワーク	改正住民基本台帳法に基づき整備される、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や国の行政機関に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステム。住民からの申請により市町村が発行する住民基本台帳カード(ICカード)の利用により、「転出・転入の特例」及び「住民票の写しの広域交付」といった手続きが可能になる。平成14年8月に1次稼働、平成15年8月から本格稼働されている。
	情報インフラ	コンピュータをはじめとする情報機器同士を接続させるために必要な仕組みのこと。ケーブルテレビ網等の有線だけでなく、衛星回線や電波などの無線もこれに含まれる。インフラストラクチャ(基盤)の略。本来は道路や鉄道、電気やガス、上下水道などといった都市施設を中心とした社会基盤を示すが、情報社会においては、情報通信網も生活・社会基盤となることから、これを情報インフラという。
	情報の共有化	情報を複数の人で共通に使っているという意味。LAN上では、公開されており、誰でも自由に情報を活用することが出来る。
	情報通信技術	情報機器同士を結ぶ通信技術である。
	情報プラットフォーム	システムなどの基礎となる技術やハードウェア、ソフトウェアのことである。
	情報リテラシー	ITを活用した情報ネットワーク社会に対応するために必要なパソコンの活用能力、ネットワークの活用能力及びそれらを使いこなしてコミュニケーションを図る能力の総体を意味する。
【セ】	セキュリティ	コンピュータ・システムが安全で信頼できるようにするための方策。ハード的には、コンピュータ・システムそのものの安全性をいい、ソフト的には、そこに蓄えたデータの改ざんや盗難などに備えることである。
	セキュリティポリシー	情報セキュリティポリシー。情報や情報システムをどのように管理・保護するのかを定めた方針や行動指針のことをいう。

用語集

【ア行～ワ行】		説 明
【ソ】	総合行政ネットワーク (LGWAN:Local Government Wide Area Network)	地方公共団体間を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞ヶ関WANとも接続する広域的でセキュリティの高い行政ネットワーク。平成13年度中に都道府県及び政令指定都市、平成15年度までにはすべての市町村との接続され、国・都道府県・市町村間の公文書の電子化、情報の共有などが行われている。
【タ】	ダークファイバ	敷設されているものの、まだ使用されていない光ファイバのこと。「ダーク＝暗いファイバ」、すなわち未使用で光が通っていない状態のファイバを表わす。NTTがダークファイバの解放に踏み切ったほか、自治体が所有する光ファイバといった地域インフラや、一部の電力会社などのダークファイバはすでに芯線貸しが開始されている。
	第3セクター	国および地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人という意味である。略して三セク(さんせく)とも言う。日本においては、国または地方公共団体が民間企業と共同出資によって設立した法人を指すことが多く、その場合、多くは設立が比較的容易でその運営方式も自由な株式会社の形態を採る。1980年代後半以降、「民間活力の活用」(民活)というスローガンのもと、地域振興などを目的とした第三セクター会社が政策的に各地に設立された。
	多重化	一つの伝送路で複数の情報を送ることである。多重通信、多重伝送とも言う。伝送路を有効に使用するため各方式を組み合わせ使用されることが多くなってきている。
【チ】	地域イントラネット	イントラネットの概念を地域の公共ネットワークに応用したもので、地域住民に公共分野の情報サービスの提供を可能とするものを指す。→イントラ
	地域公共ネットワーク	総務省は、平成13年10月に発表した「全国ブロードバンド構想」において「2005年度まで地方公共ネットワークの全国整備を図る」ことを掲げ、地方公共団体に対し、具体的な整備計画の作成を要請した。また「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)においても「高速・超高速で接続する地域公共ネットワーク」の全国的な普及につき、「2005年度までの実現を目指し、地域公共団体等への支援を行う」とされている。
	地上デジタル放送	現在、一般的に見ているテレビ放送は、地上波のアナログ放送である。現在、地上波については、アナログからデジタルへの変更が国により進められ、地上波のアナログ放送は現段階では、平成23年7月24日までとなっている。

用 語 集

【ア行～ワ行】		説 明
地方交付税		日本国の財政制度のひとつ。国が地方公共団体の財源の偏在を調整するもの。地方交付税は、地方公共団体の運営の自主性を損なうことなくその財源の均衡化を図り、国が必要な財源の確保と交付基準の設定を行うことにより地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現と地方公共団体の独立性を強化することを目的としている。
庁内LAN(LAN:Local Area Network)		地方公共団体などの庁内統合情報通信網。LANとは、庁舎内など比較的狭い範囲に設置されたコンピュータ同士を接続してデータをやり取りしたり、プリンタなどの周辺機器を共有できるようにするネットワークシステムで、電子メールなどの通信機能やデータ処理、ファイル管理、データベースなど、多面的な要素が一つのネットワークで統合運用される。
データベース		大量のデータを効率よく管理するためのソフトウェア。データの入力・更新・検索などの手順を提供し、情報の集中管理を実現するものを指す。
デジタル・ディバイド		地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力の格差を指す。
デジタル・ミュージアム		ネットワーク上の仮想空間に作られた博物館や美術館。世界中の多くのミュージアムがWebサイトに収蔵品などの情報を公開している。開催中の展覧会の紹介など、実際に訪れて作品を鑑賞しているかのような仮想現実感を体験できる。
電子申請		住民が、行政などの各種申請書・証明書をインターネットなど利用し電子的に申請を行うコンピュータ・システムのことである。
電子自治体		高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで市民に提供できる自治体を指す。オンラインによる申請等が可能になることにより、市民は時間・場所等の束縛を受けることなく様々な申請を家庭にいながらに行うことができる。また各自治体においては、情報の電子化により効率的な業務の遂行が可能になり、より便利で質の高いサービスを市民に提供することが可能となる。
電子政府	【テ】	1999年に策定された「ミレニアム・プロジェクト」の一環として、コンピュータシステムやインターネットを利用し、処理を電子化した行政機構を国が推進している。具体的には、公共工事などの業務発注や、住民票登録などの各種手続き、行政文書の管理などにコンピュータシステムやインターネットを活用し、効率化とコスト削減、サービスの質の向上を図り、また、情報公開や手続きの簡略化がされつつある。

用語集

【ア行～ワ行】		説明
	電子商取引	コンピュータネットワーク上で電子的に決済情報を交換して行う商取引。最近では、特にインターネットを通じて行われるビジネス全般を指す言葉としても用いられることが多く、eコマース(イーコマース: electronic commerce)とも呼ばれる。
	電子認証(基盤)	電子申請や公文書などのやり取りを行う場合、セキュリティ面で、単にメッセージを暗号化し内容を盗聴から保護するだけでなく、そのメッセージの発信者あるいは受信者が正しく本人であるかどうかを確認すること。たとえば、公開鍵暗号方式では、第三者である認証機関が電子署名に用いられる公開鍵の所有者の本人確認を行い、認証機関の電子署名を発行して証明をすることとなる。
	電子文書	発生から廃棄まで電子的に管理する文書のことである。
	電子メール	(E-mailと略す)ネットワークを利用して、コンピュータ同士でメッセージのやりとりを行うこと。インターネット間の相互アクセスが可能になったことで、急速に普及している。
【ト】	同軸ケーブル	芯線(主に銅線)をポリエチレンなどの絶縁/緩衝材で包み、その外側に編んだ導線による網状のシールド層を施し、さらにその外側に塩化ビニールなどによる被覆を施した多重構造のケーブル。シールド層によって外界からの電磁波の影響を抑えて信号を伝達することができる。その高性能な周波数特性、減衰特性、耐環境特性などのために、主に高周波回路で使用される。
	都市計画マスタープラン	都市計画マスタープランには、都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランがある。前者は都市計画法(1968)の第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことであり、都道府県が市町村の枠を超えた広域的見地から、都市の将来の目標を設定し、それを実現するための基本的な方針を定めるもの。2000年の都市計画法の改正により制度化されたもので、2004年5月までに策定することが義務付けられている。後者は同法の第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるものである。
【ナ】	ナローバンド	「ナロー(narrow=狭い)」「バンド(band=帯域)」という意味になる。ナローバンドとしては、アナログ電話回線、ISDNなどがあげられる。→ブロードバンド
【ネ】	ネットワーク	複数のコンピュータや周辺機器を通信媒体(有線、無線)で結び、データの伝送を行えるようにした通信網のことを指す。
【ノ】	ノンストップサービス	市役所などの窓口に行かなくても、自宅からインターネットを通して各種サービスが受けられるサービスの形態である。→ワンストップサービス

用 語 集

【ア行～ワ行】		説 明
【ハ】	バックボーン	背骨の意味で、コンピュータ関係ではネットワークの基幹線の部分をいう。
	バリアフリー	障害や障壁を取り払うといった意味。情報バリアフリーとは、高齢者・障害者の方々を含めたすべての人々が情報を発信し、また、情報にアクセスすることが保証され、情報通信の利便を享受できる環境のことである。
【ヒ】	光ファイバ	グラスファイバまたはプラスチックファイバを使用したデジタル伝送路となるケーブル。銅線と比べ大容量で電氣的障害に影響されない正確な情報を超高速で送ることができる。→FTTH
	光収容	電話局から建物の中の電話線に光ファイバが使われていると、ADSLは銅線(メタル線)を対象にした技術のため、電話局から電話までの間に光ファイバが入っていると使用できない。
	光変換装置	→ONU
【フ】	プライバシー保護(個人情報保護)	情報化の飛躍的な進展により、個人情報(特定の個人が識別され得る個人に関する情報)の取り扱いが適正さを欠いた場合には、大量の個人情報が瞬時に流出するなど、個人の権利を侵害する恐れが生じる。個人情報保護制度はこのような個人の権利利益の侵害を未然に防止、市政の適正かつ円滑な運営の推進をはかるものである。
	プラットフォーム	システムなどの基礎となる技術やハードウェア、ソフトウェアのことである。
	ブロードバンド(broad band)	広帯域通信回線のこと。光ファイバなどを利用した高速で大容量の通信回線をいう。ブロードバンドという言葉は、「ブロード(broad=広い)」「バンド(band=帯域)」という意味になる。通信をする際は、帯域を使って情報の交換を行っており、その帯域が広いほど、より高速な通信を行うことができる。この計画書の中でのブロードバンドとは、インターネットを利用するときのADSLやケーブルTV、光ファイバによるインターネット接続などの「高速なインターネット接続サービス」を指す。反対の意味として、ナローバンドという言葉があり、「ナロー(narrow=狭い)」「バンド(band=帯域)」という意味になる。ナローバンドとしては、アナログ電話回線、ISDNなどがあげられる。→ナローバンド

用語集

【ア行～ワ行】		説明
【ヘ】	ヘッドエンド	アンテナより受信した信号(U・V・BS・CSなど)やテレビカメラ・各種プレーヤなどの信号を調整し基幹ケーブルなどの伝送路に送出する装置を指す。
【ホ】	ホームターミナル	CATVの専用チューナーなど、家庭用のサービスを受けるための家庭用端末機
	ホームページ	Webサーバに搭載されたWebコンテンツの、それぞれの起点(表紙)となるタイトル・ページのことをいう。Webページと同義で使用されることも多い。画像や音声、動画などを置くこともできる。
	ポータルサイト	ポータルとは、英語で入り口や門と言う意味。インターネットで利用者が情報を求めるときに、最初にアクセスするWebページの中で、多くの利用者がポータルとして利用するWebサイトのことである。
【マ】	マルチペイメントネットワーク	金融機関と収納側との間をインターネットで結ぶことにより、ATMや電話、パソコンなどの各種メディアを通じて利用者が公共料金などの支払いができ、即時に収納側に消込み情報が通知されるシステムを指す。
	マルチメディア	コンピュータ上で、動画、静止画、音声、文字などの多様な素材を複合化して使うこと。厳密な定義はなく、CD-ROMなどのコンテンツやインターネット、テレビ会議、通信などの分野でマルチメディアという言葉が使われている。インターネットのWeb上で実現されている音声や動画の機能は、現在のマルチメディアの代表である。
【ミ】	ミレニアムプロジェクト	政府が1999年に発表した新世紀のための新政策。情報通信関連施策では、21世紀初頭に世界でも最高水準の電子政府の実現を目指している。
【ム】	無線ブリッジ	複数のネットワークを接続するとき使用する無線を用いた基本的な中継装置。データとともに送られてくるアドレスを読み取って記憶してあるアドレスの一覧と照らし合わせる。

用語集

【ア行～ワ行】		説明
【メ】	メディア	情報などの伝達の仲立ちをする仕組みや手段。媒体。新聞、テレビ、ラジオやその他の通信手段など情報を受発信するときに利用されるものをいう。近年では、映像や音声といった情報の表現手段として用いられることも多い。
	メディアコンバータ	異なる伝送媒体(例えば光ファイバと銅線ケーブル)を接続し、信号を相互に変換する装置。銅線を流れてきた信号を光ファイバに変換して、Ethernetを数10キロにわたって長距離伝送する製品などがある。これを利用すれば、すでに普及が進み安価に導入可能なEthernet製品を利用して光ファイバによるインターネットアクセスが可能となるため、FTTHの安価な提供が可能になる装置として注目されている。
	メンテナンス	システムの保守作業一般を指す。
【ユ】	ユニバーサルサービス	個人の障害の有無や地域などの違いなどに関わらず、すべての人が情報または情報インフラを利用できることを指す。
	ユビキタス	同時にどこにでもあること。ユビキタスコンピューティングとは、コンピュータを意識することなく、現実社会のいたるところで利用できるような環境を指す。
【ワ】	ワンストップサービス	情報ネットワークを利用し、1つの窓口で一括して行政手続き(住民票の写し、登記簿謄抄本、課税証明、所得証明、印鑑証明などの申請手続や交付など)を行うことのできる行政サービスのことを言う。→ノンストップサービス

用語集

【A～Z】		説明
【A】	ADSL (Asymmetrical Digital Subscriber Line)	米国のBellcore社の開発した既存の電話回線を利用する通信技術のこと。既存の電話と共存できる利点がある一方、電話音声より高い周波数帯域を利用するので、電話局からの伝送距離に制限がある。
	ASP (Application Service Provider)	各種業務用ソフトなどのアプリケーションソフトをインターネットのデータセンターなどにおいて運用し、インターネット経由でユーザー(企業など)が利用できるようにするサービス提供者のことである。
【B】	bps (Bit Per Second)	データ通信や回線などにおける情報の通信速度の単位で、1秒間に送信できるビット数を指す。(6Mbps は1秒間に6M(6メガバイト)の送信が可能)
【C】	CATV (Cable Television)	テレビの有線放送サービス。山間部など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルや電話サービス、高速なインターネット接続サービスなど提供し、都市部でも加入者を増やしている。
	CIO (Chief Information Officer)	企業内の情報システムや情報の流通を統括する担当役員。最高情報責任者や情報統括役員などと訳される、企業の情報戦略のトップである。元は米国の企業で用いられていた呼び名だが、情報戦略に注目が集まるにつれて日本でも採用する企業が増えつつある。情報システムの構築や運営に関する技術的な能力だけでなく、そうして得られた情報を基にCEO(最高経営責任者)ら経営陣に対して適切な報告・助言を行なうことも求められ、経営戦略に関する深い理解と能力も必要とされている。
【E】	e—Japan重点計画	平成13年3月に国のIT戦略本部で決定され、e—Japan戦略を具体化し政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明示している計画である。
	e—Japan戦略	平成13年1月22日、国の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された、今後5年以内に世界最高水準のIT国家をめざすIT革命の実現のための国家戦略。①超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、②電子商取引と新たな環境整備、③電子政府の実現、④人材の強化を重点政策分野にしている。

用 語 集

【A～Z】		説 明
	e—Japan戦略Ⅱ	平成15年7月2日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定された。新しいIT社会基盤の整備として①次世代情報通信基盤の整備を2005年までに、原則としてすべての行政機関、地方公共団体、医療機関、学校、図書館、公民館等公共施設が、双方向高速ネットワーク(原則的に光ファイバ)でインターネット接続し、これら業務・活動において高度にITを利活用するとされる。
【F】	FTTC(Fiber To The Curb)	光ファイバの導入方法の一つで、歩道の縁石までは光ファイバを引き込み、その先はメタリックケーブルを使う方法である。→HFC
	FTTH(Fiber to the Home) (PON方式)	各家庭まで光ファイバケーブルを敷設して、電話やISDN、さらにはCATV まで含めた各種の通信サービスを提供する加入者網光化の総称である。PONは光ファイバの途中に光カプラを設けて伝送路を2～32本に分岐させるスター型ネットワークのことを指す。→光ファイバ
	FWA(Fixed Wireless Access)	日本では加入者系無線と呼ばれている。このFWAはオフィス・家庭等と電気通信事業者の回線設備との間を、直接無線により接続して、大容量の情報通信を可能とするシステムで、準ミリ波帯・ミリ波帯(22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯)を使用する新たな無線アクセスシステムとして注目されている。この技術は低コストでネットワークを構築可能である。
【G】	GIS (Geographical Information Systems)	地図に関する属性情報をコンピュータを利用して解析する地図情報システム。都市計画や土地管理、マーケティングなど幅広い用途で利用されている。
【H】	HFC (Hybrid Fiber Coax)	CATV 網のネットワーク構成方法の一つで、光ファイバと同軸のケーブルを組み合わせたものである。→FTTC
	ICカード(Integrated Circuit Card)	プラスチックカードの内部に集積回路(IC)を埋め込むことで、カード自身が暗号解読などのデータ処理を行えるようにしたカード。キャッシュカードなどに使われている磁気ストライプカードと異なり、内部に保存された情報をカードに埋め込まれたCPUが制御するため偽造が困難であり、外部からの不正なアクセスに対するセキュリティが強く、保存できる情報量も大きい。コストが高いという問題点もあるが、今後幅広い用途が生まれるものと想定されている。
	ICT(Information & Communications Technology)	我が国では、インターネットや携帯電話等の情報通信技術をあらかず言葉として「IT」の語が広く普及しているが、これは Information Technology の略であり、米国や韓国でも同じ語が使用されているものである。一方、国際的には、欧州や中南米、アジアの各国及び各種国際機関において、情報通信技術として「ICT」の語が広く定着している。

用語集

【A～Z】	説 明	
【I】	ISDN(Integrated Service & Digital Network)	総合デジタル通信網。電話、データ、ファクシミリなど性格の異なるサービスを総合的に取り扱うデジタル統合網である。
	IT (Information Technology)	情報通信技術。コンピュータ関連の基礎技術から応用技術まで、この言葉が意味する範囲は広い。コンピュータ・システムを構成するハードやソフトの技術そのものをさす場合もあるし、コンピュータ・システムを利用したデータの活用の仕方を指す場合もある。
	IT新改革戦略	2010年までを対象に、国全体のIT活用の施策を示したもの。従来のインフラ整備に対して、国民生活の向上や産業競争力の強化に主眼を置いている。政府が掲げる2010年までのIT(情報技術)戦略が1月に明らかになった。それが「IT新改革戦略」である。これまで、2005年までにIT先進国になることを目指した「e-Japan戦略」「e-Japan戦略II」があった。IT新改革戦略は、これらその後継で今後5年間の戦略を策定したものである。2001年1月に発表されたe-Japanは、光ファイバなどブロードバンド環境の整備などインフラ整備に力を入れてきた。その一方で、国民が利用する行政サービスなどは成果が上がらなかった。IT新改革戦略でITの活用に重点を置いた政策を5カ年計画で実行していくことで、2010年度にはITによる改革を完成させることを目指している。
	IT戦略本部	情報通信技術(IT)の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」が設置された。
	IT革命	情報通信技術を活用し、劇的な経済などの発展を目指す考え方である。
【L】	LAN(Local Area Network)	ひとつの建物や敷地内など、狭い範囲でコンピュータや周辺機器を接続するネットワーク。パーソナルコンピュータ中心のLANをPC-LANという。接続媒体には、光ファイバ、同軸ケーブル、ツイストペアケーブル、無線などが使われる。

用 語 集

【A～Z】		説 明
【N】	NPO (Non-Profit Organization)	NPOとは、通常 民間非営利組織 と呼ばれている。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、活動の費用にする。NPOとは、非営利活動を行う非政府、民間の組織で、1995年に起きた阪神大震災で、NPOの活動が社会の注目を集めた。それをきっかけとし、1998年12月1日に 特定非営利活動促進法 (NPO法) が施行された。NPOの活動は、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力などの多方面にあり、日本社会のいたるところにみられる。
【O】	ONU(Optical Network Unit)	光回線終端装置のことで、装置の働きは光・電気信号の変換と光信号の多重・分離を基本機能としている。映像光端末装置 (V-ONU)と通信光端末装置 (D-ONU)がある。→光変換装置
【S】	STB(セットトップボックス)	テレビに接続して様々なサービスを受けられるようにする機器の総称。テレビの上に置いておくことが多いことからこう呼ばれる。ケーブルテレビ網に接続して番組を受信するものや、電話回線に接続してインターネット接続や通信カラオケを提供するものなど、様々な種類がある。
【U】	u-Japan政策 (ubiquitous-Japan)	総務省が推進するu-Japanは、「ICT (information and communications technology) を使って実現する、いつでも、どこでも、何でも、誰でもつながるユビキタス・ネットワーク社会」の実現を目指す。u-Japanとは、ユビキタスネットワークが実現された社会のことで、世代や障がいの有無を問わず、いつでも、どこでも、誰もが情報通信ネットワークを利用して社会に参加できる、ユニバーサルな社会のことをいう。2005年までに世界最先端のIT国家となり、2006年以降も最先端でありつづけるという「e-Japan戦略」の目標に向けて、日本は世界最先端の通信インフラの整備やITサービスの利活用を推進している。2004年5月に総務省より提示された「u-Japan構想」では、「e-Japan戦略」で整備された通信インフラを利用・進展させ、2010年までに日本をユビキタスネット社会へと発展させていくことを目標としている。単に生活の利便性を向上させるだけでなく地域や経済への波及効果も視野に入れている。

用語集

【A～Z】		説明
【V】	VOD (Video On Demand)	好きな番組を選び端末機で注文すると、要求に応じて即座に映像を蓄積したサーバーから任意の映像が送信されるシステムである。
【W】	WAN (Wide Area Network)	遠隔地にあるコンピュータまたはネットワーク (LAN) 同士を公衆回線網を使って接続したネットワークのことである。
	WWW (World Wide Web)	情報をハイパーテキスト形式で表した分散データベース・システムで、インターネット上の情報を統一的に得ることができる。Webとは蜘蛛の巣などを意味し、したがってWWWとは、世界中を蜘蛛の巣状に結んでいるというような意味である。



『新城市地域情報化計画』に関する提言書

平成18年10月31日

新城市地域情報化計画策定委員会

提言にあたって

ブロードバンドや携帯電話の急速な普及、地上デジタル放送の開始等に見られるように、ICT【Information and Communication Technology（情報通信技術）】の発展は私たちの日常生活に大きな影響を与えています。

しかしながら、本市のブロードバンド環境を始め情報通信基盤については、地理的な制約等採算性の問題から民間事業者による市内全域の整備が期待出来ず、都市部との情報格差に加え、市域内においても情報格差が生じているのが現状であり、高度情報化に適切に対応していくことが重要かつ緊急な課題となっています。

活力ある地域社会を創設する地域の情報化には、解決すべき課題の整理、情報通信基盤あるいは推進体制の整備など、計画的な推進に必要な「地域情報化計画」が不可欠であり、その計画策定にあたり、IT識見者、地域に根ざした各種団体等から推薦のあった者及び市職員の計13名から成る本委員会が組織されました。

本委員会は平成18年6月から6回の委員会を開催して、本市の情報化の推進にかかる基本的な方向性を示すために審議を重ねてまいりました。そして、このたび、新城市地域情報化計画書（案）をとりまとめることができました。

新城市におかれましては、本日提言する本案を基本に「新城市地域情報化計画」を早急に策定し、計画の推進にあたっては、基本理念である『情報の共有による「～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力創造都市」の実現』に向け、市民と協働して取り組んでいくことを期待してこの提言とします。

平成18年10月31日

新城市地域情報化計画策定委員会

委員長 佐野真一郎

目 次

提言にあたって

- 1 新城市地域情報化計画策定委員会の開催状況
- 2 提言における基本的な視点
- 3 新城市地域情報化計画（案）

【資料編】

- ・ 新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱
- ・ 新城市地域情報化計画策定委員会委員名簿
- ・ 新城市地域情報化計画策定庁内検討会員名簿
- ・ 新城市地域情報化計画策定委員会議事録

1 新城市地域情報化計画策定委員会の開催状況

第1回委員会【平成18年6月13日（火）】

- ・ 「新城市地域情報化計画策定」に向けて
- ・ 新城市地域情報化計画の構成概要（案）について
- ・ 新城市地域情報化計画策定スケジュール（案）について

第2回委員会【平成18年7月11日（火）】

- ・ 新城市地域情報化計画（案）について
 - 第1章 地域情報化計画の位置づけ
 - 第2章 地域情報化の施策
 - 第3章 新城市における情報化の現状と課題

第3回委員会【平成18年8月 8日（火）】

- ・ 新城市地域情報化計画（案）について
 - 第1章 地域情報化計画の位置づけ
 - 第2章 地域情報化の施策
 - 第3章 新城市における情報化の現状と課題
 - 第4章 新城市における地域情報化の方針
- ・ 新城市地域情報（放送・通信）基盤整備の手法について

先進地視察【平成18年8月25日（金）】

岐阜県郡上市役所 総合政策部 情報推進課
郡上ケーブルテレビ放送センター

第4回委員会【平成18年 9月12日（火）】

- ・ 郡上市の視察研修の結果について
- ・ 新城市地域情報化計画（案）について
 - 第4章 新城市における地域情報化の方針
 - 第5章 地域情報化の推進

第5回委員会【平成18年10月12日（木）】

- ・ 情報通信基盤の整備について
- ・ 新城市地域情報化計画（案）について

第6回委員会【平成18年10月26日（木）】

- ・ 提言書（案）について

2 提言における基本的な視点

(1) 基本理念

本計画を検討するにあたっては、平成16年8月策定の新城市・鳳来町・作手村合併協議会による【新市まちづくり計画（新市建設計画）】を踏まえ、この計画の基本理念として、『情報の共有による「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」の実現』を掲げ、行政の情報化あるいは地域の情報化を推進し、地域全体で情報を共有し、市民との連携・協働により、地域の活性化をめざすこととしております。

(2) 情報化推進のための目標

情報化推進のための目標に次の4つの項目を掲げ、推進することとしております。

- ① 都市部との情報格差あるいは市域内の情報格差の是正
- ② 全ての住民が等しくICT化の利便を享受できる情報化（ユニバーサルサービス）
- ③ 高齢者、障害のある人にやさしい情報化（バリアフリーサービス）
- ④ 行政運営の効率化・高度化をめざす電子自治体の構築

(3) 情報通信基盤整備

本委員会では、情報インフラ整備が遅れている現状を踏まえ、「市全域における光ファイバによる双方向の超高速情報通信網の整備」を提言しています。

この基盤は、CATV（ケーブルテレビ）への活用により、地上デジタル放送の受信に加え、自主チャンネルによるこの地域の話題や行政情報の発信あるいは多チャンネルの視聴が可能となるものであります。同時に、ブロードバンド環境の向上に資するものであることから、高度情報化社会におけるこの地域の情報格差の是正（デジタル・ディバイド）の解消が図られるものです。

(4) CATV事業化に向けての課題

事業化にあっては、基盤整備に係る費用対効果について懸念する意見もあり、建設コストに加え、構築後の運営コストなどの将来への負担をいかに軽減を図るのかという視点から、事業実施について民間活力を積極的に活用し、効率的な運営を目指すことを併せて提言しています。

また、CATV事業は、利用者にとってはサービスに対する出費が新たに発生するものであり、高齢者を多く抱えるこの地域において、テレビ共聴組合の今後のあり方を含め、事業内容やその必要性について理解を求めため、住民説明に十分配慮すべきであることを付記します。

(5) CATV事業化の時期

平成23年7月の地上アナログ放送停波・デジタル放送への全面移行について、住民が混乱なくスムーズに移行するために、情報通信基盤整備あるいは具体的な事業化に要する期間を考慮し、計画期間中の早い段階での事業化

が必要であり、また、事業進捗状況を含め地上デジタル放送問題に関する情報を適時住民に提供することが重要と考えます。

3 新城市地域情報化計画（案）

別添のとおり

【資料】

新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 平成17年10月1日に新城市・鳳来町・作手村が合併し、新城市が設置されたことに伴い、本市の情報化施策の基本的方向等を示す地域情報化計画（以下「情報化計画」という。）を策定するため、新城市地域情報化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 策定委員会の委員は、地域情報化に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、策定委員会委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、会務を総理する。

（会議）

第3条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、策定委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（業務）

第4条 策定委員会は、次の業務を行う。

- （1）情報化計画策定のため総括的な審議及び調整
- （2）地域情報（放送・通信）基盤整備の審議
- （3）その他情報化計画の推進

（庁内検討会）

第5条 策定委員会の下に、新城市地域情報化計画策定庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を置く。

- （1）庁内検討会は、副課長相当職以下の職員のうちから選任された者で構成する。
- （2）庁内検討会に前号の規定により選任された者の中から、必要に応じて庁内検討会長を置く。

2 庁内検討会は、次の業務を行う。

- (1) 情報化計画策定のため必要な企画、調査及び研究
- (2) 情報化の事業別計画の立案及び調整
- (3) その他情報化計画の推進

(解散)

第6条 策定委員会は、情報化計画の市長への報告完了をもって解散する。

(庶務)

第7条 策定委員会及び庁内検討会の事務局は、企画部企画課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月25日から施行する。

新城市地域情報化計画策定委員会委員名簿

(※市職員を除き五十音順、敬称略)

氏 名	備 考
大原 意和大	川合テレビ共同受信施設 組合長
小笠原 清	田原テレビ共同受信施設 組合長
河合 敏弘	愛知東農業協同組合 総合企画部 システム開発課 係長
○ 小西 祥二	前・千郷中学校教頭（現・愛知県新城設楽教育事務所 指導主事）
◎ 佐野 真一郎	豊橋創造大学短期大学部 幼児教育・保育科 教授
佐野 泰三	新城市商工会 理事
下江 洋行	新城市観光協会 鳳来支部
夏目 みゆき	社会福祉法人 新城福祉会 理事長
藤本 忍	新城市地域ITリーダー 代表
古瀬 剛	社団法人 新城青年会議所 理事長
鈴木 久雄	新城市 企画部長
黒田 厚志	新城市 鳳来総合支所長
池田 定利	新城市 作手総合支所長

(注) ◎ 委員長 ○ 副委員長

新城市地域情報化計画策定庁内検討会員名簿

所 属		氏 名	備 考
管理調整部	行政改革課	鈴木 富士男	副課長
総務部	行政課（情報管理）	原田 智弘	主査
総務部	財政課	夏目 道弘	副課長
企画部	企画課	熊谷 昌紀	副課長
消防本部	防災対策課	大原 宗鑑	副課長
教育委員会	学校教育課	内藤 安紹	副課長
鳳来総合支所	地域振興課	古市 隆宣	副課長
作手総合支所	地域振興課	荻野 利孝	副課長

策定委員会及び庁内検討会の事務局員名簿

所 属		氏 名	備 考
企 画 部	企 画 課	矢野 浩二	副部長
		夏目 修	課長
		榊原 法之	主査
		松本 博也	主査
		安藤 映臣	主任
		松井 哲也	主任

新城市地域情報化計画

発行・・・平成 18 年 12 月

作成・・・愛知県新城市役所

企画部企画課

愛知県新城市字東入船 6 - 1

電話 0536-23-7620

ファックス 0536-23-7296

メール kikaku@city.shinshiro.lg.jp

